

## 平成25年定例第4回市議会会議録(第3日)

平成25年12月10日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	松藤	典子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	上下水道課長	加藤	康志
副市長	高野	道生	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
教育長	藤原	喜雄	教育部指導室長	藤木	文博
監査委員	平井	常雄	企業誘致推進室 企業誘致係長	古田	稔
総務部長	吉開	忠文	税務課長	野田	敏郎
市民生活部長	松藤	泰大	秘書広報課長	塚野	仙哉
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾	健一	契約検査課長	小宮	広喜
建設都市部長	石橋	慎二	人事課人事係長	松尾	浩孝
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	総務課庶務担当係長	藤吉	裕治
消防長	塚本	哲嘉	総務課文書法制担当係長	盛田	勝徳
総務課長	馬場	洋輝	企画財政課企画担当係長	末吉	建
企画財政課長	坂田	良二	建設課長	梅崎	克美
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山	俊英	環境衛生課長補佐 兼環境衛生係長	松尾	和久
介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田	浩	学校再編推進室 学校再編推進係長	木村	勝幸
福祉事務所長	梅津	俊朗	消防本部警防課長	堀	隆光
環境衛生課長	富重	巧斉	消防本部総務課長	北嶋	俊治
農林水産課長	坂梨	一広	消防本部総務課長補佐 兼庶務係長	宮本	一久
商工観光課長	吉開	均	消防本部総務課 施設装備係長	河野	秀明

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
6	17	壇 康 夫	1. 市立小中学校の統合再編計画について 2. みやま市職員の処遇について
7	1	田 中 信 之	1. 大規模太陽光発電事業と随意契約について 2. 政治倫理条例と資産報告について
8	10	中 尾 眞智子	1. 8年後のゴミ処理施設の稼働に向けて現状の課題について
9	11	内 野 英 則	1. 人材育成及び行政サービスの向上について
10	3	上津原 博	1. 消防体制の向上について 2. 行政評価制度について

(2) 請願付託の報告について

---

午前9時31分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行っていただくようお願いします。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに区切らずにまとめて質問をしていただくようお願いをしておきます。

それでは、早速、一般質問を行います。まず、17番壇康夫君、一般質問を行ってください。

○17番（壇 康夫君）（登壇）

それでは、改めまして皆さんおはようございます。17番壇康夫でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回は2問、市立小・中学校の統合再編計画についてという問題と、みやま市の職員の処遇についてという形で質問をさせていただきます。

まず1問目ですけど、市立の小・中学校統合再編計画についてでございます。

これについては、みやま市では小・中学校の児童・生徒の減少により、統合計画が検討委員会に諮問され、子供たちの教育環境を考えた場合に、平成25年度から、遅くとも平成26年度から順次統合するよとということによって検討委員会で答申され、その計画で当初進んでまいりました。しかし、現在は第1グループの山川東部小学校、南部小学校、飯江小学校、竹海小学校の4校統合が平成28年度4月の実施ということによって、2年おくれの計画に変更されております。

また、その他についても、現段階では見直し、私たち全協には当初、白紙という言葉も出ました。新聞記事では断念すると、とりあえずという形で記載されております。こういった状況の中で、今後どのような計画実施をされていくのか、特に保護者の方、市民の方は大変不安と心配を持たれており、先日も私、保護者の方から、特に私ども清水小学校校区、東山中学校校区においてはどげんなつとですかと、子供たちの心配をする保護者が山ほど意見として出ております。

そういった中で、次の2点を具体的に質問したいと思います。

1点目は、山川東部、南部、飯江、竹海の4校統合の計画が具体的にどうなっておるのか。先日の11月26日の議会での全員協議会では計画見直しの説明がありました。そのときに当初計画では平成26年度の計画が平成28年度4月開校を目指してという変更がなされて、現状では確実に本当にこれができるのかというのも疑問であるなど私自身は思っています。そういった中で、この4校統合の開校までの具体的なスケジュールをここではっきり申し述べていただいて、住民にもわかるように説明いただきたい。

2点目の具体的事項としては、第2グループの下庄小学校、上庄小学校、本郷小学校の3校統合及び第5グループという形になっているかと思っておりますけど、3つ目の東山中学校、瀬高中学校のその他のグループを含めた統合計画は見直しということでもありますけど、この場でどうなっているのか、予定がありませんということではないと思っておりますので、ここを具体

的に述べていただきたいと思います。

当然、先ほど申し上げたように、中学校のグループが第3グループ、その次に第4、第5グループといろんな形での統合計画がされており、当初の計画では仮に山川東部含めた4校統合がおくれても、第2グループの下庄等は平成27年度、順次、随時やっていきますという説明を私たちもこの春までは受けていました。これがまた急遽こういった形で見直しをかける、断念、白紙というような表現が出ております。これについては、一番かわいそうなのは子供たちです。もともと私もこの検討委員会のメンバーに入っておりましたが、このときに出たのは、子供の教育環境を考えて統廃合を、再編計画を立てたわけです。当然、これ諮問の段階では、当時教育長であった現副市長、高野副市長がそれを目指して答申を出してくださいということで検討されたわけです。

そこにおいて、今回まではこういう状態になっておりますので、今後、第2グループ以降についても、当然やるからには何らかの考えがないと計画は進まない、第1グループが終わってから再度考えますというレベルじゃないと思います。第1グループが終わってからやっておれば、そこからまた1年、2年、当然かかる話ですので、そうすると私ども地元の清水小学校は何年先になるんじゃないという話になります。だから、そういった意味では、上庄からの意見が出ているのも皆さんも含めて御存じだとは思いますが、こういう形での議論をしておれば、計画が全く計画ではなっていないという形で思いますので、その辺をきっちり答弁をいただきたいと思います。

なお、答弁に当たっては、教育長、5分以内で簡潔に要点だけをまとめて答弁いただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

改めまして、おはようございます。壇議員の市立小・中学校の統合再編計画についての御質問にお答えいたします。5分以内ということでございますので、できるだけそれに沿いたいと思っております。

議員御指摘のとおり、みやま市立小・中学校再編計画における統合校の開校時期の見直しにつきましては、去る11月26日の全員協議会で既に御報告を申し上げました。改めてその内

容を申し上げますと、1つ目に、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の4校については、統合校の開校を平成28年4月とすること。2つ目に、それ以外の統合校の開校時期については、今後、状況に応じて定めることとすることを教育委員会で決定したということでございます。

そこで、まず1点目の山川東部、山川南部、飯江、竹海の4小学校の統合計画はどうなるかについてでございますが、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の4小学校、いわゆる第1グループの統合は、統合小学校の場所の問題から、平成26年4月の開校予定がずれ込んでおりました。最終的には飯江小学校を活用することで2年おくれとなりますが、平成28年4月開校へと計画を変更いたしました。11月17日には、山川市民センターにおいて4校区の住民説明会を開催し、計画案を御説明しましたが、参加者からの反対意見は一切なく、感謝の言葉や今後は協力していきたいといった励ましの言葉さえいただき、期待に沿うようなすばらしい統合小学校をつくらなければならないと決意を新たにしたところでございます。

今後、統合校開校までのスケジュールでございますが、まず、本年度中に用地買収に目途をつけたいと考えております。

また、今議会をお願いしております補正予算を可決いただきましたら、地質調査や建物の配棟等の基本計画に入る予定でございます。

平成26年度は既設校舎等の増築、改修工事、体育館やプールの解体工事を行い、平成27年度は校舎1棟と体育館、プールの新設等を計画予定しております。

また、統合に係る諸課題の調整協議を行う学校統合協議会は平成26年5月ごろに設置し、約2年かけて統合の準備をしまいたいと考えております。そして、平成28年3月には4校それぞれに開校式を行い、4月に統合小学校を開校する予定でございます。

次に、2点目の下庄、上庄、本郷の3校や東山中、瀬高中等のその他のグループの統合計画はどうなっているかについてでございますが、議員御指摘のとおり、本年度に入り第1グループの目途が立っていない状況ではございましたが、まだ学校再編計画を見直す時期ではないとの判断から、下庄小学校、上庄小学校、本郷小学校のいわゆる第2グループについては、計画どおりに進めることで住民説明会を行い、関係者の理解を求めてまいりました。特に今回は、第1グループでの取り組みの反省に立ち、平成24年度当初予算での附帯決議にもございましたとおり、地域住民への十分な説明と理解を得た上で計画を進めるために、行政

区を単位に丁寧な説明を行ってまいりました。そして、説明会で出された御意見や参加者アンケートの結果等から、関係者の理解はおおむね得られたものと判断し、3校のPTA、校区区長会、小学校に対し学校統合協議会委員の選出をお願いいたしました。しかし、上庄校区から保護者アンケートの結果や校区区長会の決定など統合についての合意形成がなされていない状況の中では統合協議会委員は出せないという申し入れがなされ、再考の要請もかなわず、平成27年4月統合は不可能な状況となっております。

教育委員会では、これまで取り組んでまいりました2つのグループの経過と結果について真摯に受けとめ、十分に総括し、今後の再編計画の推進に生かすことが何よりも大切だと考えております。私たちにとって学校再編には、みやま市の子供たちによりよい教育環境を提供するという大義がございます。少子化が進む中、学校規模の適正化は必要不可欠な施策だと考えております。しかし、一方では、学校は地域住民を育て、地域住民に生まれ、長い歴史の中で教育施設としての枠を超えた地域の核としての役割を担っていることも事実でございます。この2年間の取り組みを通して、教育の論理だけでは統合はなし得ないこと、地域住民の理解もまた学校再編には欠かせないことを改めて痛感させられました。

平成24年度当初予算での附帯決議、地域住民への十分な説明と理解を得ることは、どの統合グループにも当てはまることでございます。教育委員会として、このことをおざなりにしたつもりは毛頭ございませんが、年次計画を策定する段階で地域の状況をもう少し慎重に見きわめる必要があったのかもしれませんが、教育委員会で、これまでの進め方を十分に総括し、導き出した答えが今回の時期の見直しということでございます。さきの全員協議会では、見直しを白紙と表現しておりましたが、決して学校再編をやめるという意味ではございません。誤解を招きかねませんので、ここで改めて統合校の開校時期の見直しということ御理解いただきたいと思います。そして、まずは第1グループの4校統合を確実にやり遂げたいと考えております。その上で、各校の児童・生徒の状況や学校の状況、学校再編の状況などの情報を提供しながら、あるいは意見交換の機会等を設けながら、見通しのある統合時期を判断していきたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ありがとうございます。今、教育長のほうから簡潔に予定どおりの時間ぐらいでやってい

いただきました。いつもと違って、20分ぐらいしゃべるといのがなかったのよ良かったかなと。

それと、まず第1問目ですけど、山川東部ほか含めた第1グループですね、これについては平成28年の4月ということで計画をされて、今年度中に用地買収を完了すると、平成26年度から増改築、平成27年度に新築物件をやるということで、平成28年の4月から開校という予定で進めているというのが要旨ととっていいわけですね。

ということであれば、平成26年度の用地買収ですね、これについては、まず、ほぼめどが立っているということがなければこういう発言にはならない、予定にはならないというふうに考えますので、まずはこの用地買収について現状を御報告願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

用地買収に直接当たっております課長のほうから回答させていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

用地買収につきましては、地権者13名の方に、全ての方に立入調査、それから物件の調査を了解いただきまして、既に補償額の算定も大筋で終了している段階です。年内には具体的な金額を提示して交渉に当たるつもりでおりますが、ちょっと年末にかかりますので、改めて年を明けてスタートするほうがいいのかどうか、今判断をしておりますけれども、今のところ全ての地権者の方が応じていただいておりますので、今回の用地交渉についてはぜひやり上げたいということで考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、現段階ではほぼめどが立つという判断をされているということでよろしいわけですね。

当然、前回のところは何名か、1名か2名かわかりませんが、具体的にはもうあえて言



いませんけど、用地交渉が断念せざるを得なかったというのが山川の市民センター西側の用地のときという話ですよ。

だから、そういった中で、今回は案外とすんなりうまく行くかなという計画を立ててあると思いますけど、一部、私も聞いたところによると、ある議員が介入しているんじゃないかという話もありますけど、そこについてだけちょっと簡単に答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

一部議員が介入しておるとい、これは事実でございましょうか。私どもは一切そういう事実はつかんでおりませんが。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと済みません。質問者の答弁はもう少しマイクに接近して、皆さんに聞こえるような答弁をお願いしたいと思います。そうじゃないと質問者がわからんからですね。

○教育長（藤原喜雄君）

今の御質問でございませけれども、再度申し上げますが、そういった事実は私どもは一切つかんでいないということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

前回、山川市民センターで昨年度ずっとやってきた交渉の中では、先ほどちょっと申し上げましたけど、交渉が断念せざるを得なかったと。今回、私も最初にこの用地の計画を見たときに、どういう経緯があつてこういう敷地面積の広さ、もしくはこういう場所になったのかなと。というのは、現校舎がちょうど建物敷地のど真ん中に来るじゃないかと、今、現に使われている運動場の反対側に拡張されるという計画ですよ。

そうなると、土地紹介なのか仲介なのかわかりませんが、議員が間に入ってやったのか、教育委員会で単独でこっちの土地を広げようということで検討されたのか、その部分だけをちょっとお尋ねしたかったんですよ。そこについては介入が全くなく、教育委員会で判断されたということであれば、そこだけちょっと答弁をまずお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今、議員おっしゃるとおりでございます、私ども飯江小学校の敷地を、それから、もちろん校舎の一部を利用できないかと検討いたしまして、私を先頭にしまして、教育委員会でその土地の地権者の方、一人一人に御挨拶に参りました。何とかならないだろうかということ前提に、こういう計画をしたいんだがということで。そしたら、ほとんどの地権者の方が、ああいいよと、協力しようという声が高かったものですから、その後、15名の地権者の方にそれぞれ個別にお会いしまして、御理解を得まして交渉を始めたというのが事実でございますので、それ以外の手だてとしては私どもは持っておりません。地権者の協力を得られたということでスタートしたわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、その件については結構でございます。

じゃ、まず土地の買収交渉については、最低でも年度内には完結できるという見通しだということよろしいですね。

それでは、次の内容……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってください。今、質問がありよるけん、質問が終わってから。

○17番（壇 康夫君）続

もう土地については、教育部長、結構でございます。

次に、第1問目の中で、この4校統合が平成28年の4月ということで、来年度、増改築を行うと。このときに建設計画というのを私は全員協議会、もしくは報道のほうには出ていないんですかね、こういった形で示されています。ただ、今申し上げたように、旧校舎がちょうど用地のど真ん中に来るといふふうに私考えるんですけど、校舎ゾーンを新しく買った土地の中に再度新築ゾーンを設けるということで考えられているわけですよ。そういった意味では、当然、建築の増改築のみならず、平成27年度が新築ということであれば、それなりの計画を順次、基本設計計画とか全部やっていかないと、その先の計画についても大まかこういう計画ですよというのは私ども提示していただいていますけど、その詳細がもう大

体具体的に、日時をもうちょっと縮めたというか、具体的なスケジュールが決まっているのかどうかをお教え願いたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっと壇議員さん、先ほど質問の中で、部長、あるいは学校教育課長のほうから挙手があつておりますが、この質問の中での何か行き違いとか、後日になって勘違いがあつたというようなことではだめだから、そのことに対する答弁をさせてくださいということですかね。よろしいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。教育部長兼教育総務課長。

**○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）**

用地買収の今後のスケジュールのことで、少し丁寧に御説明したいと思います。

年度内に仮契約でございます。全ての地権者と仮契約までこぎつけたいと、正確には次年度、平成26年度で用地費等の予算措置を行いまして、所有権移転が平成26年の後半になる見込みでございますので、そこで完結するということになります。その点はどうぞよろしくお願い致します。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですかね。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

じゃ、その他、今までの（「今、質問した内容を」と呼ぶ者あり）教育部長兼教育総務課長。

**○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）**

全員協議会でお示しした、ざっくりとした計画、スケジュール、それに少し付加したぐらいの、今、手元に——手元というか、私ども教育委員会事務局内で整理をしているところでございます。

例えば、本議会で予算の増額をお願いしておりますけれども、さまざまな基本設計、それから開発行為が伴いますので、あるいは農振除外、農地転用に向けた準備など、そういう部分からそれ以降の、これが約1年近く、10カ月近く必要になりますので、それ以降、具体的な用地の整備、それから現校舎のリニューアル、あるいは新校舎の増築部分の建築とかというふうなことでの、一応スケジュールについては押さえているところでございます。

ただ、その詳細の計画については少し時間を待たないと、皆さん方には決まったところでお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、部長から説明いただいた内容ですね、用地の関係については仮契約を年度内ということで、来年度予算で多分買収のやりとりをされると、だから、予算も今期中は造成調査ぐらいしか上がっていないというのはそこだと思いますね。来年度予算に買収金額、もしくは増改築の金額を乗つけるということだと思いますね。

今、部長のほうから説明のあったスケジュールというのは、全員協議会に11月に提示されたこのスケジュールとほぼ一緒なんですよね。あえて市民の方々にもわかるように読み上げますと、用地造成開発行為が平成25年の1月からずっとやって、平成26年の12月で、造成そのものが平成26年の1月から5月という予定になっていますよね。仮契約で造成が1月からスタートできるのかなというのがまず1つなんです、この計画ではね。

新築工事が、校舎の新築は先ほどありましたけど、平成27年度ということで、4月から来年度の3月までに新築物件をやると。増改築については来年度、仮校舎を5月から建設して、9月から増改築に入るという予定を書いています。体育館の改修については、解体を来年の10月から始めて、新築を再来年、平成27年の8月から建設に入ると。プールについても9月から解体を行って、平成27年の8月から建築に入ると。運動場が最終、平成27年度の11月から3月までの造成、建築というんですかね、運動場の整備完了を迎えるという予定ですよ。

今答弁いただいたのは、この内容とざっくり一緒なんです。だから、その辺の計画の具体性はまだないということで考えていいんですか。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

今お願いしております補正予算、基本設計、それから開発行為ですね、その中での配当計画等も含めた上で詳細については決定をしていきたいというふうに考えておりますので、今資料でお渡ししている部分と同様のお答えになった次第でございます。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

はい、わかりました。この4校統合については、もう以上で結構です。確実に平成28年度4月の開校ができるようにというふうに、私のほうからも要望しておいて終わりたいと思います。

具体的事項の2問目ですけど、第2グループという形で言っていた下庄小学校、上庄小学校、本郷小学校、この部分及び私ども、特に地元となります東山中学校、瀬高中学校の統合の第3グループですか、第5ですね、数字的に言うとはですね、時期的に言うとは3番目ということですけど、この辺含めて、第4、第5というふうに5グループあったと思います。要は第2グループ以降、上庄からそういう意見が出ているというのは、先ほど答弁にもありましたし、新聞報道でもされて住民の方も一部御存じだとは思いますが。

ただ、ここについては先ほど申し上げたように見直しをかけるということで、この見直しについて全く時期が示されていないんですね、現段階で。俗に言う白紙、新聞でいうと断念というとり方をされている。ただ、教育長の先ほどの答弁では断念ではありませんと、粛々と進めますというような雰囲気では私は聞いたわけですけど、そうなると、教育長の頭の中、もしくは教育委員会の中では、少なくとも計画の概要はあるはずですよ。例えば、これ、私が何かするにしても、アバウトに平成28年にしたのを平成29年にどこをしようか、順番を入れかえるのか、じゃ、平成30年はここを持ってこようかという計画の話し合いはあると思います。教育委員会では決まっていなくてもいいかもしれませんが、教育長の頭の中ではどういう計画を描かれているのか、もしくは委員会の中で、執行部の中でどういう話し合いをされているのか、そこを具体的に住民に知らせないと、極端な話、今、見直しかけます、かけますと言っているだけで、何も知らないわけですよ。どげんなつとやろうかと。先ほど私が言いましたように、ついこの間も、ある保護者、5年生、4年生の保護者です。清水はどげんなつとですかと、すつとですか、せんとですかになりよるわけですよ。第2グループでとまったから。以前は、半年前までは順次やっていきますと、なら東山中学校は平成28年度に統合するという頭でおるわけですよ、住民の方、保護者の方は。それが何にも第3グループ以降は話があっていませんよね。説明会はあっていますよ。具体的な統合に向けての協議はされていませんよね。その中でこういう状況であれば困るんですよ。

一番かわいそうなのは、先ほどから言いましたように、中学生、小学生の子供たちなんで

すよね。御存じのとおり、小学校が10人とか、中学校でも1クラスになってきているわけですよ。部活動でも制限されて、東山なんかは男子がやるのは野球部と、もう幾つかしかないんです。そういったものを考えて統合計画、再編計画を検討委員会に諮問されて答申を出されたわけですよ。そこで、今の教育長の考えですと、どげんなつとつとねというのは、これ市民もう全体が思っていることですし、こんないいかげんな計画見直しはないと思いますよ。こういう計画ですけど具体的にはまだ決定していませんということであればわかりますけど、白紙、見直しが先に出るといのはおかしいと思います。そこについて具体的に考えを、公表できる考えを、教育長の判断として、頭の中で答弁してください。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

再三申し上げておりますが、時期の見直しということでございまして、基本的な統合計画につきましては、どことどの学校を統合してこういうふうにするという当初の計画は変えないわけでございます。ただ、時期の見直しということで御理解をいただきたい。その時期につきましては、これから各グループごとに、私ども、住民の皆様方の御意見等を十分にお聞きする機会を何回も持ちまして、基本的には当初計画いたしました私どもの統合計画、これは維持するんだということを基本に据えて御説明を申し上げたいと思っております。

あくまで時期、当初、平成26年度に私どもが計画しました第5グループのそれぞれの統合の時期、これを見直すということでございまして、統合しないということではございません。統合する場合につきましても、従来の平成26年度に私どもが計画をしましたグループは変えないということが基本でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

いや、それは先ほど言ったように十分わかっているんですよ。だから、その時期を教育長の頭の中で考えていることでもいいですから明示して、ここで答弁してくださいと言っているんですよ。それが無いから住民も不安がっているわけですよ。私もどうなるんやろうかと。

考えでいいですよ。だって、考えがなかったら計画も何も立たないですよ。住民に聞いてということであれば、第3グループ以降聞いたんですか。何にもしていないじゃないですか、説明会以外は。平成28年度の計画どおり中学校はやってくださいという保護者、住民が多いかもしれませんよ。延ばしてくださいという意見になっているのか、勝手にこっちが判断しているだけじゃないですか。でしょう、今のお話、今までの経過は。

清水小学校の保護者も、説明会はあっていますよ、私も参加しましたから。でも、おくらせていいよという意見も何もないですよ、反対しますよとか。じゃ、平成29年度に予定していた清水小学校はいつになるんですか。平成28年度に4校統合第1グループが決まった後に考えていたら、その後々ずうっとおくれますよ。そこを聞いているんですよ。

**○議長（牛嶋利三君）**

教育部長兼教育総務課長。

**○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）**

今回の教育委員会で判断をいただいたことは、第2グループ以降を当初の再編計画では平成26年4月、27年4月、28年4月ということで、1年ごとの統合小学校、中学校の開校、そういう再編計画でございました。振り返ってみますと、第1グループで紆余曲折ございましたけれども、開校時期が2年おくれる。それから、教育長答弁いたしましたけれども、地域の皆さん方の理解を深めるという意味での作業にはやっぱり相当な時間をかけて対応する必要があると、第2グループはそういうことできめ細かく各行政区単位での説明、あるいは保護者、それから未就学児童、幼稚園、保育園での説明など相当時間をかけて合意形成を図ってきたわけでございますけれども、それでもやっぱり地域の合意を得るためには相当のエネルギーと時間が必要だというふうな認識に至って、今回の見直しをしていただいたわけであります。

そのことから、具体的なスケジュールという部分では、今、第2グループ以降、年限を明示することはできませんけれども、今後、実施計画的な部分を、情勢を見ながら、改めて皆さん方にそれぞれの統合グループの年次実施計画といいますか、実施計画的な作業のスケジュールとか、そういう部分で決めていくことが必要かなというふうな私は判断をしております。そういうことで、要は第1グループ統合小学校の成果を踏まえて、一つ一つ丁寧にやっていく以外に現状ではないのかなというふうなことで考えていますし、第2グループ以降もそれぞれの実施計画的な作業、スケジュールといいますか、そういう部分での統合に向けた

環境づくりとスケジュールを明示していく必要があるというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、部長のほうから答弁いただいたやつに私は大変納得できません。何で教育長の頭の中の考えをと言っているのに部長がするんですか。教育長、考えがないんですか。なら教育委員長に私は聞かないかんのですか。

先ほど言ったように、平成28年度に実施できたとしても、半年前までは順次やっていきます、1年ごとにと回答を、回答というか、報告を議会にもされているし、住民にもされていますよね。ということは、平成29年度どこをするかと。見直しということは、あくまでも平成29年度、じゃ、どこどこをやりますという計画を出されて初めて見直しじゃないんですか。それでももう見直しされているわけですよね、計画がずれているわけですから。見直しというのは具体的に出せるのを言っているのであって、日本語は。ないですよ、今。新聞が断念とか白紙とか書くのは当たり前ですよ。私もそう思いますよ。保護者もそう言われました。いつになるんですかと、さあと私は言わざるを得なかったんですよ。だから、そこを聞いているんですよ。

じゃ、第3グループの中学校ができるのか、第4、第5ができるのか。本郷小学校なんか、もう50人いないんでしょう。飯江小学校もそうでしょうけど。焦っているわけですよね、ある意味、保護者は。そういった意味では、見直しというのは具体的な時期を出すのが普通だと思います。そこについてだけ答弁を教育長からお願いします。無理やったら、次回、私、教育委員長を呼んでもらいますから。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

議員がおっしゃる見直しというのを、私どもが時期を見直すということで決定したわけでごさいます、今おっしゃるように、見直しの時期を明確にするということにつきましては、現在のところ私ども具体的な案は持ち合わせておりませんし、早速教育委員会を開催いたしまして、おっしゃるとおり、時期の見直しをして具体的な時期の検討に入っていきたいと、



このように思います。

なお、地域の方につきましては、再三先ほどから申し上げているとおり、私ども直接出向きまして経緯を説明したいと、このように思っているところでございますので、現在のところ具体的な時期につきましては私は持ち合わせていないということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）（登壇）

再三私がお尋ねしても教育長の頭の中では明示できないということですね。これは住民も納得できない見直しじゃないかなと。今申し上げたように、見直しというのは、少なくとも教育長の中で公表できるようなスケジュールがあるのかなと思いましたが、教育委員会で再度検討しますということですので、私が通告してからもう2週間、1週間以上なりますけど、その間でも教育委員会で何の協議もされていないと。私にすると、住民をないがしろにしている、子どもたちを置き去りにしているというふうにししか思えません。少なくともそれを早急に出せるようお願いして、1問目は終わりたいと思います。

じゃ、2問目、よろしいですか。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

まず、みやま市の職員の処遇についてということで出させていただきます。

現在、市職員の給与については、昨年度の国の要請もありまして、本年度3月、来年の3月まで削減するなどの財政的な努力もされております。

また、公務員の給与等については、ここ何年かは経済の低迷等の影響によって、毎年減額なりされておるのが現状だと思います。

また、仕事に対してもほとんどの職員の方が一生懸命頑張っておられるし、一部、挨拶がちょっと足りない方も中にはいらっしゃるみたいですけど、部署によってはイベント等、休祭日含めて、夜間の準備という形で時間外勤務をされているのが現状だと思います。

そういった中で、次の3点に絞って質問したいと思います。

まず1点目は、名刺の作成費がどうなっているのか。職員の名刺の作成ですけど、現在、これは自費で名刺をそれぞれの職員がつくっているというのが現状です。これは私も議長公務でいろんなところに行きますけど、全て自費で当然やってきました。ただ、私から言わせると、県内でみやま市がどこにあるのか知らないとか、いろんな意味で知名度がまだまだ低

みやま市でございます。そういった意味で、知名度を上げるためには、いろんなところに職員が、県庁にしてもしかりです、行ったときに名刺でアピールしてみやま市ですよということをするためには、公費でつくって、どんどん配ってPRするべきだというふうに私は考えます。

これは、私、サラリーマン時代に、名刺というのは会社から全部、異動がかかれば机の上に400枚ぼそっと置いてあります。営業では1日200件回ってこいといたら、200枚1日でなくなります。もちろんこれは飛び込みで行きますのでね。ただ、その中から1件でも2件でも返事があるなり打診があるなりという名刺に対する効果です。だから、そういった意味では、企業もこういうみやま市役所の自治体もですね、ある意味一緒じゃないかなというふうに考えます。県庁に行って、県庁の職員の方に聞いても、みやま市と言ってもようわからんという方がおるの自体がおかしいと。東京とか市長、副市長初め、いろんな形で出られる公務の中では、せめて名刺はただでつくってPRしてこいと、またPRできる名刺をつくれというのが私の狙いです。

具体的事項2番目、内容は全然違いますけど、持ち家手当ということで、一部報道でも、ついこの間、北九州市が廃止するというので、北九州市の場合は年間4億円が減になるということで報道がっておりますけど、この持ち家手当を市ではどうするのか。今、支給されている部分ですけど、ただ、これについては、持ち家手当は、例えば、実家なんかに住んであって、もしくはローン返済が終わっている方は当然廃止と。ただ、ローンが残って、要は自分で建てて残を払っているという方は、住宅手当なり、そういう形であってもいいのかなど。

それとあわせて言えるのは、住宅手当もそうですけど、今、一部の市民の方からは、みやま市の職員がみやま市に住んでいないというのをよく聞きます。筑後市だの柳川市だの、場合によっては久留米市、大牟田市と、こういった方にも住宅手当の金額に差をつけるという自治体もあります。それなら、みやま市でもその辺をどう考えるのかというのが第2点目です。

第3点目は、職員の勤務体系、先ほど言いましたように、休日出勤とか夜間残業がる多くされております。部署によってもかなりの差、時期によっても違いがあると思います。こういった中で、今、印鑑での管理をされているのであれば、上司、課長あたり、部長あたりがどういう管理をされているのか。私も会社時代は休日出勤する場合は事前に報告を出して

おくと、それに基づいて、結果、何時間働いたから判こくださいという形でやっていました。そういうのがなければ、今後、タイムカード等を含めた形でどうやってやっていくのか。

それとあわせてですけど、現在、人事評価、要は先ほど言いましたように、給料が下がっている中で、職員も一生懸命頑張っている人も一律下げられるという中では不公平、もしくはやる気がなくなるという意味では、こういう制度がどうなっているのか。例えば、企業ですと、私、経験あるのが自己評価制度と、自分は一生懸命頑張りましたと、ボーナスこれだけ下さいじゃないですけど、要は評価してくださいというのを毎年出しています。みやま市については異動は余りないかもしれませんが、部下の箇所の異動というんですかね、があると思いますので、そういう自己評価制度、希望を書けるとか、私の場合は東京におるとき早う福岡に帰してくれと毎回書いていました。そういったものがあるのか。また、例えば、住民の方にとっての行政サービス、後からまた別の議員の方もサービス向上ということとさせていただきます予定になっていますけど、例えば、市の行政において提案制度、こういうふうにしたらどうですかと、これでいい提案があった場合には報奨金が出るというようなこともあってもいいんじゃないかなと。そうすると、職員の士気が高まって、みやま市住民の提案だけじゃなくて、職員からもいろんな行政に精通したアイデアを募集していただくと。これ通常はされていると思いますけど、そういった制度の創設も含めて、ぜひ検討をお願いできればということで答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

おはようございます。壇議員さんの質問にお答えをいたしたいと思いますが、非常に職員に対して的確に把握していただいております、大変私も感謝いたしているところでございます。ありがとうございます。

みやま市職員の処遇についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の職員の名刺の作成費はどうなっているのか。公費で作成し、知名度向上に努めてはどうかでございますが、現在、名刺の作成につきましては、議員御指摘のとおり、多くの職員は自費で作成しているのが現状でございます。

また、みやま市をPRするため、観光名所などを掲載した16種類の名刺の台紙を商工観光課で準備をいたしておりますが、その台紙に印刷する場合の費用につきましても職員が負担

しているところでございます。

合併して約7年がたち、みやま市が徐々に知られてきておりますが、今なおPRの必要性は高いものと考えており、今後もできるだけ職員の名刺にみやま市を紹介するものを掲載し、知名度の向上につなげていきたいと考えております。そのため、各部署においてパソコン等で印刷できる環境は整ってきておりますので、台紙を公費で購入し、職員の名刺作成に係る負担軽減を図っていききたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、2点目の持ち家手当の廃止はどのように検討しているかについてでございますが、持ち家手当につきましては、議員御指摘のとおり、平成21年度に人事院が廃止を勧告したため、国は既に廃止しております。このことにより多くの自治体で廃止が進められております。福岡県におきましても、平成24年度に人事委員会が廃止の勧告を行い、平成25年度は3千円、平成26年度には1,500円という経過措置を設け、平成27年度に廃止することと聞いております。本市につきましても、現行2,500円を平成26年度に1,500円に減額し、平成27年度に廃止することといたしており、3月議会で職員の給与条例の改正をお願いする予定でございます。

また、生活形態の変化に伴う核家族化が進んでおり、さまざまな事情により市外在住職員がいることは存じておりますが、市内居住やローン等の有無で住居手当額を変えることにつきましては、地方公務員法第24条に均衡の原則が規定されておりますとおり、国、県や近隣自治体との均衡を図る上からも好ましくないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、3点目の市職員の勤務体系の確認はどのようにしているかについてでございますが、現在、職員の出勤、退勤の確認につきましては、出勤簿への押印と所属長の確認で管理をしているところでございます。

また、時間外勤務については、所属長からの事前命令を基本とし、土日等とノー残業デーの水曜日につきましては、総務課との協議後に職務命令を行っております。時間外勤務や休日出勤をした職員は、時間外勤務及び休日勤務命令簿に記載し、それを所属長が確認をいたしております。

タイムカード導入につきましては、職員の勤務労働時間を的確に把握し、長時間労働の抑制を図るため、また、職員の長時間労働による心身への影響などを考慮し、現在、出退勤システム導入の作業を進めているところでございます。このシステムは、出退勤時にICカードを使い、打刻機器、カードリーダーにより出退勤時間を記録し、その情報をパソコンでリ

アルタイムに確認できるものでございます。

また、人事評価制度につきましては、現在、勤務実績評定を行っておりますが、人材育成の観点からも、新たな評価制度の導入に向け、研究検討しているところでございます。あわせて、自己評価制度、提案制度等も検討し、多様化する行政運営に的確に対応し得る職員の育成を目指していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

まず1点目ですけど、名刺の作成についてということで、公費をあてがって職員にはPRに努めていただきたいという件ですけど、一応パソコンで印刷できる環境は整っておるので、台紙を公費で購入して、要は業務用のパソコン、プリンターというんですかね、そこで打ち出してつくっていいよということで、名刺の枚数に制限はないというふうに考えていいかと思えます。

これについては、一部、私も以前、商工観光課ですか、商工会含めて、台紙が配布されていたというのは、これは瀬高町時代からずっとあって、ただ、これが名刺の大きさですか、つくられたやつの印刷となると、今のプリンターに、要は複写機、複合機に通らないというのがあって、A4サイズの10面カットというのが今パソコンでやる場合は一般的ですよ。こういった場合に、当然両面印刷、これ以前、副市長もやられていたと思えますけど、裏にみやま市が福岡県のどこにあって、人口がどのくらいで、市のデータを記載されていると。私も議長をさせていただいていたときに、即それをつくりまして、表には三重の塔を入れてという形ではらまいたというのが現状です。

だから、できたら、このパソコンでできるのであれば、裏面もぜひやって、しかも、名刺の管理までは要らんでしょうけど、どんどん公費でつくって、どんどんばらまいてPRする。というのは、私びっくりするのが、議員をやっているといろんなところから案内が来て、名刺でも今、二つ折り、四つ折り、広げたらA4ぐらいのだらだらだらとなるような、何やこの名刺というようなやつもあります。これは議会のほうにも業者からダイレクトメールが送って来たりします。そういった意味ではいろんなPRの名刺がありますので、最低限そういう職員の自費負担というのをなくしてPRできるようにというふうに思いますので、今回、

パソコンでやるのであれば、ぜひ両面印刷、最低やれるような台紙を購入されて、準備して、データもある程度、署課によっては違うでしょうけど、両面で同じようなPR効果の出るようなことを総務でなり考えていただいて、統一した形でPR効果を高めていただければと思いますので、そこら辺もう一度答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答弁させていただきますが、壇議員さんの御指摘のとおり、私の考えと全く同じでございます。もっと早くこの取り組みをしたかったんですが、今日になったわけでございますけれども、特に私が感じるのは、みやま市の知名度がないというのが本当に大きな課題だと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんも含めて、みやま市の名称、特産品等々を名刺に掲載いたしまして、一緒にPRをしていきたいと。

それともう1つは、みやま柳川インターができましたですね。これができる前は本当に、みやま市はどこでおいて、どういう交通で行ったらいいんですかということによく聞かれたケースがございますけれども、そういうところも含めて、九州のここに位置しているんだというようなことも含めて、ぜひやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

副市長も私と同じく民間経験者ということでは全く同じ考えかなと思っておりますので、ぜひみやま市のPRに向けて職員全員が一丸となって、三百数十名おるわけですから、400名弱ぐらいですね、これでどんどんPRを高めて知名度をアップ、市の活性化に最終的にはつなげられるように頑張っていただければと思います。

2点目の持ち家制度という手当てですけど、先ほど答弁にもありましたように、現行2,500円が毎年支給されていると。国については当然、平成24年度からの廃止ということで、もう前からやっております。そういった中で、本市についても平成27年度廃止と、平成26年度については軽減、一気にということじゃなくて1,500円に減額するというのでやられておるので、ぜひ職員の方には負担をかけるということですけど、これについては国や政令市含め

た全国の自治体がそうなっているので仕方ないのかなと御理解をいただいて、その分、先ほど言ったように、評価制度じゃないですけど、プラスがとれる人、頑張っている人はプラスになるんだと、正直、私もサラリーマンで経験あるのが、同じ課長クラスぐらいになると、ボーナスで500千円ぐらい差が出る人が出てくるんですね、手取りについてですね。これは当然、管理職になると実績評価と、管理職じゃない従業員の方ですと、当然実績だけじゃなくて、頑張った人も、特に1年生なんかはですね、結果は出なくても一生懸命やっていれば評価は高いというのが常でありました。そういった意味では、市の職員さんも結果がどう出るかということ、先ほど自己評価もあわせて、3問目とあわせてなりますけど、やってあって、なおかつ結果が出た場合は、人よりいい報酬がもらえる、給料があれするのは昇格でしょうけど、賞与が今みたいに一律皆勤手当が出るとか云々じゃなくて、そういうのもぜひ市長のほうで、いい人には、例えば、余り仕事できていない人から5%抜いて、こっちに5%やるとか、それが10%がいいのか、サラリーマンの場合は管理職、さっき言いましたように、500千円というのはもうあくまでも1点何千円という形で、何点とるかという感じであれば、もうパーセントの差はないんですよ。一般の職員の場合ですと、大体10%から15%ぐらいの間で差が出るというのが一般的です。

その辺の考え、持ち家の反動じゃないですけど、具体的事項の3番目の評価制度含めて、その辺の考えだけ、ちょっと市長のほうからぜひお願いできればと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

大変いい御提案だと思います。ただ、非常に評価というのが公務員の場合は難しく、例えば、サラリーマンだったら売り上げがその人は上がったとか、そういったことで評価できますけど、公務員の場合はどういったことで評価するかという基準をやっぱりつくらなければ、部長がこの人が好いとる、自分が好いてるからちょっと上げようとかかということになると、また大変なことになりますので、やっぱりある程度基準をつくって、そして庁内で協議しまして、1項目、2項目、3項目、4項目、そういうふうに合致するかどうかということをして、そして初めてそこで評価が出るんじゃないかと思いますので、そういった基準をつくるのに庁内で検討してみたいと、このように思っています。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ありがとうございます。検討していただくということで、公務員の場合は結果が難しいということですが、これは企業にとっては、売り上げのない企業はいっぱいあるんですね。自治体でもそういうことをやっている、自己評価をやっているところはいっぱいあると思います、評価制度みたいなね。だから、みやま市ができない話じゃないんです。取っかかればできる。また、上司の判断、好き嫌いだけじゃなくて、これはどの上司につくか、半沢直樹じゃないですけど、それもサラリーマンの場合は必要なんですよ。どの方が取締役になるのか。だから、そういうのは公務員でも一緒だと思います。いい人材にはいい人材が寄ってくるというのは当たり前です。

そういった意味で、みやま市の職員の中の努力が報われて、なおかつ、それでみやま市が活性化できるように、職員にも頑張った成果が出るような制度をぜひ検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時45分に再開いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けてまいります。

続きまして、1番田中信之君、一般質問を行ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番議員の田中信之です。今回は2件、大規模太陽光発電事業と随意契約について、それから政治倫理条例と資産報告についてを質問させていただきます。

まず、第1点目から行きます。

特定秘密保護法案というのが国会で強引に可決されてしまいました。防衛、外交、テロ情報、あるいは内閣官房機密費などの秘密が必要なものも国家レベルではあるかもしれませんが。しかし、30年後には秘密を全て解除され、公開されるべきだと個人的には思っています。



また、どうして急いで、あのよう議論不足の中で強引に決めたのかについては、選挙で圧勝した与党のおごりだというふうに考えています。

今回の秘密保護法案の強引な国会運営の方法は、みやま市のやり方を見習ったのではないかとさえ思っています。

とにかく情報を余り出さず、急いで議員だけで議決に持ち込もうとするやり方、つまり、国においては国民から、市においては市民から情報がわかるにつれて、どんどんと反対の声が上がってくる前に決めてしまおうというやり方です。それで、もう議決されたなら仕方がないと、国民や市民に思わせようとする魂胆だというふうに私は思っています。

壇前質問者が学校問題についてもいろいろ言いましたが、学校問題についても、エネルギー機構の問題についても、ヨコクラ病院についてもそういうことを思っています。

みやま市の運営についても、市長が無投票で再選されてからが特に目立って悪くなったと、その前まではまあまあだったというふうな声を多く聞きます。選挙で圧勝した自民党と無投票で再選された西原市長の姿がダブって見えてきます。

国は、ある程度の秘密は仕方がないとしても、地方レベルでは秘密があってはなりません。情報の公開が民主主義の根幹であり、大前提です。しかしながら、みやま市では執行部も議会側も情報を住民に知らせようとしなかったり、できるだけ隠そうとする現状があります。

具体的事例につきましては、現在、弁護士を雇って——お金は払っていますよ——議会だよりの件で依頼中ですが、その件も含めて、後日、議会側、執行部側あわせて、詳細を皆さんにお知らせしたいと思っています。

それでは、前置きが長くなってしまいましたけれども、質問に入ります。

昨年の12月議会で6万6,004平方メートルを年140円/平米の随意契約での貸し付けが11対6の賛成多数で可決しました。今回も1万5,752平米を年140円/平米で同じ株式会社みやまエネルギー開発機構に随意契約で貸す議案が提出されています。なぜ福岡県や大牟田市のように、公募による貸し付けをしないのかという前提ですね、概要。

事項、タイトル1としましては、固定資産税を3年間、課税標準額の6分の1を課税免除することについて、第1、第2発電所の固定資産税の金額と課税標準額、課税免除額と法人住民税とその計算方式を述べよ。

そして、一般の人が50キロワット以上となる場合も、この減免が得られるのでしょうか。

例えば、10キロと20キロと20キロと3カ所で設置した場合も、あるいは一緒じゃなくて、

時期がずれても、50キロ以上になった時点で減免となるのか、あるいは屋根の太陽光も含まれるのかについてお答えください。

タイトル2、まいピア高田10キロの太陽光と今後の太陽光発電事業について。

きのうも中島議員から太陽光についての質問がありましたけれども、まいピア高田は指名競争入札を12月11日、もうすぐですね、実施するというふうに担当から聞いておりますけれども、何社かとか予定価格とかは教えてくれませんでした。市内業者だけの指名なのか、市内の業者もこのところ、かなり多くなってきて、力もつけてきているというふうに思っています。市内の業者を育成するために、前は随意契約をするとの市長の答弁でありましたけれども、なぜ市が20,000千円を出資して、筆頭株主である会社のみを育成、つまり、利益の提供をしようとするのかをお答え願いたいというふうに思います。

そして、今後も学校、あるいは小学校跡地等に対しても、太陽光の設置の可能性が出てくると思いますが、そこに対しても随意契約をするのかというのが第2点目。

次に、第3点目といたしましては、みやまエネルギー開発機構の約40人という株主名簿を公表しない理由を述べてください。

このところ、みずほ銀行が暴力団構成員などの反社会的勢力との取引を把握しながら、2年以上放置していたとして、業務改善命令が出されましたね。株主に反社会的勢力が存在すれば、市の出資は当然できないというふうに思いますけれども、どのようにして警察に確認をとったのか、反社会的勢力の定義を述べてください。それからまた、公共工事の下請とかに入ってもだめですから、そこら辺も含めて、お知らせください。

市は株主名簿を持っていると思いますけれども、情報公開の対象とならないとする理由を述べてください。

タイトル4、株式会社みやまエネルギー開発機構の経営情報、配当見込み計画などの情報を開示してください。

市の出資比率が25%以上となると、第三セクターとなるというふうに聞いていますけれども、25%以下なら、経営情報など、市への報告、提出をしなくてもよいのでしょうか。第三セクターによる市への報告義務がある経営上の項目を述べてください。

市は税金を20,000千円も出資している事業の内容や配当予定などについて、市民への説明責任を果たすべきではないでしょうか。

タイトル5番、随意契約の会社と市長が600千円の給与をもらっている筑後機材株式会社

の社長は同じであり、便宜を受けたいとの趣旨が600千円に込められているとすれば、贈収賄の可能性もあるのではないかというふうに思いますけど、この件についてもお聞かせください。

随意契約は便宜を与えることではないとするということであれば、その根拠を示してください。

また、600千円が給与ではなく、随意契約の直前に市長に贈与された、あるいは政治献金やパーティー代金として支払われたとするならば、これは仮定ですけれども、これは贈収賄に当たるというふうに思いますけれども、市長の見解を求めます。

以上、第1問目を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

田中議員の大規模太陽光発電事業と随意契約についての御質問にお答えをいたします。

まず、概要でお尋ねの1万5,752平方メートルを1平方メートル当たり年間140円で、同じ株式会社エネルギー開発機構に随意契約で貸す議案についてでございますが、株式会社みやまエネルギー開発機構に賃貸する理由の一つとして、昨年12月議会において答弁させていただいておりますが、隣接する農地においても、転用手続終了後、発電事業を行っていただくことといたしておりました。農地転用の手続がほぼ整いましたので、今回の提案に至ったものでございます。

また、用地を一体的に活用していただくという姿勢を進めていたため、公募は実施いたしておりません。

次に、1点目の固定資産税を3年間、課税標準額の6分の1を課税免除とすることについてでございますが、個々の税情報につきましては、公表を控えさせていただきたいと思っております。

出力50キロワット未満の太陽光発電施設を何カ所かで設置し、合計が50キロワット以上となる場合に、みやま市大規模太陽光発電設備設置促進条例の適用を受けるかどうかにつきましては、昨年12月議会において答弁をさせていただいておりますが、条例では特に費用がかかる事業用の太陽光発電設備を対象とするため、出力50キロワット以上を対象といたしております。

出力50キロワット以上となると、制度上、電気主任技術者が維持、管理、運用しなければなりません。また、高圧受電設備を設置しなければならず、導入費用が一気に上がります。それらの負担を軽減するために、50キロワット以上を対象として、条例制定をお願いしました。

したがって、出力50キロワット未満の太陽光発電施設を何カ所かで設置し、その合計が50キロワット以上となる場合は対象といたしておりません。何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、屋根に設置された太陽光発電施設も対象となります。

次に、2点目のまいピア高田10キロワットの太陽光と今後の太陽光発電事業についてでございますが、まいピア高田の工事につきましては、市内の電気工事業者を指名しております。

小学校跡地の利用につきましては、今後検討することといたしております。

次に、3点目の株式会社みやまエネルギー開発機構の約40人という株主名簿を公表しない理由を述べよについてでございますが、株主名簿につきましては、株式会社みやまエネルギー開発機構において開示されておられませんので、市として、株主名簿を保有しておりません。

次に、4点目の株式会社みやまエネルギー開発機構の経営情報、配当見込み計画などの情報を開示せよについてでございますが、まず、第三セクターに対する地方公共団体の関与については、地方自治法に出資割合による関与のあり方が明示されております。

例えば、出資割合が25%以上である場合は、地方自治法第199条第7項の規定による市の監査委員の監査、または地方自治法第252条の37の規定による包括外部監査契約に基づく外部監査法人の監査並びに地方自治法第252条の42の規定による個別外部監査契約に基づく外部監査人の監査がございます。

さらには、出資割合が50%以上の場合は、地方自治法第221条の規定による予算執行に関する市長の調査権や地方自治法第243条の3に規定する市長による議会に対する毎年度経営状況の提出義務ということになっております。道の駅については、80%の出資でありますので、6月議会に経営状況を報告しているところでございます。

株式会社みやまエネルギー開発機構の件につきましては、25%未満になっておりますから、地方自治法による関与はございません。

最後の5点目でございますが、あなたの質問が随意契約の会社と市長が600千円の給与を

もらっている筑後機材の社長は同じであり、便宜を受けたとの趣旨が600千円に込められているとすれば、贈収賄の可能性もあるのではないかと。随意契約は、便宜を与えることではないとする根拠を説明せよ。600千円が給与ではなく、随意契約の直前に市長に贈与や政治献金、パーティー代として支払ったとしたら、贈収賄となると思うが、見解を求めるといってございますが、これにつきましては、筑後機材からの給料50千円は、毎月決められた日に私が県会議員時代からいただいております、随意契約に全くかわりないと考えております。直前とか随意契約のためにやったというのではなくて、もう既に県会議員から三十数年にわたって会社からいただいているわけでございます。私のいろいろな活動の一部として使ってほしいということで、私は葬式に年に300回ぐらい行ったこともございます。そういったものに使わせてもらっておりますので、そういうことです。あなたはなかなか金を使いなさらんごたっですね。そいけん、いっぱい持つとなさっですね。

それとまた、筑後機材株式会社はみやま市との取引は全く一切ありませんので、問題はないと思います。

さらに、みやまエネルギー開発機構と土地の随意契約をしたのは、中原電工社長がみやまエネルギー開発機構の社長であり、筑後機材株式会社の社長ではございませんでした。社長は違っておりました。そういうことをちょっと申し添えておきます。

また、なぜ随意契約をするかといつもおっしゃいますが、あの会社は御案内のとおり、高柳の土地の3万坪が17年間も寝ておりましたので、塩漬けになっておりましたので、何とかあれを活用したいということで、商工会とか、あるいは経済団体とか農協とかに相談をいたしまして、そして、じゃ、太陽光発電をして会社をつくり上げようと、会社をつくり上げて、あの土地を活用しようということで、そういった趣旨で会社を設立いたしておりますので、そういった趣旨で会社を設立してから、さあ入札だというのは、これは背信行為になります、会社に対して、市民に対して。だから、私は、これはあくまでも最初からそれを活用するための一手段としてつくり上げた会社ですから、あの3万坪は随意契約と言われれば、随意契約ですが、当然そこに貸すべきものと私は考えております。しかも、価格としては、高くもない、安くもない価格で、適当にちゃんと一般の値段で——そりゃ、高いところもあります、知っています。だけど、安いところもあるわけです。だから、その平均をとって出したと。

しかも、40人の株主というのは、全て真面目な方ばかりでございます。商工会、あるいは経済団体でございますので、あなたのように真面目な方ばかりでございますので、全く御心

配は要らないと思いますので、よろしく申し上げます。

ただ、この質問は既に今回で3回目で、何かいたずらに私を中傷する質問のように思えてなりません。前回、前々回、全く問題ないと答えておりますので、どうかひとつ答弁については前回、前々回の答弁を御参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

同じような質問をしたということですがけれども、やっぱりいろいろ勉強するにつれて、非常に疑問が湧いてくるので、しているわけでございます。

まず、簡単なことから言いますと、あの土地は全部で面積は何ぼやった、減額して貸すと、今度提案書に書いてありましたよね。もともとの土地は何平米あったのか、太陽光にみやまエネルギー開発機構に土地を今度は2回に分けて貸します予定ですけど、それはどのくらい差がありますか。わかりませんか。もともとの土地の面積と貸し付ける面積の差を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

詳しくは後で答弁させますけど、あの土地は、本来なら、価格を大体監査で土地を貸しているでしょう。それで、貸すときには幾らということで、大体それが工場誘致であろうが何であろうが決まっているわけです。だけど、今度の場合は、もう長年、17年も塩漬けにしてあるから、何とかしなければいけないと。工場誘致は無料ででも土地を貸すところはいっぱい他の市町村はあるわけですよ。だけど、これは太陽光発電だから雇用も生まれにくいけど、あの土地が活用できるならということで、その価格のとおりにはしなかったんですけど、幾らかそれより安いということで減額という言葉を使ったんだと思いますので、その差額についてはまた詳しく言いますから。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

後でそれは聞きますからね。実際の面積と太陽光に貸した用地の、多分差があると思いますので、それを後で聞きにいきます。

それから、市長は頑張って塩漬け土地を太陽光に開発したから、非常に——そりゃ、喜ばしいですよ。私も太陽光は推進する、自然エネルギーを推進するというので、選挙の公約の中にもちゃんと書いておりますしね。それから発送電分離しようとかね。だから、私はそういうことに賛成なんですよ。ただ、やり方がおかしいんじゃないかと。大牟田市とか福岡県、ほとんどが公共団体だから、公募でやるわけですね。ですから、そこを言っているわけです。

ですから、これは国の大きな政策、今、36円か42円で貸すというふうな、これが一番大きな政策ですよ。ですから、みんな困っておったんですよ、土地を持って。円高になって、企業も来ない、みんな見込んで土地をたくさん買ってあったけど、ねまってしまっていると。そこに、これは政府の非常にいい政策だったというふうに私は思いますけれども、それが契機で、各地で今太陽光のブームが起こっているという現状でございますね。

ですから、私は、太陽光発電事業を推進することについては大いに賛成ですよ。ただ、やり方が、随意契約というのがちょっと問題じゃないかと。公平にやりましょうと。ですから、せっかくなつくたからといっても、市長が中心になってつくらんでもよかったわけですよ。

それから、みやまエネルギーは瀬高につくっておるね。ですから、そこに応援するというのはわかりますよ。それは私もわかりますよ。例えば、大牟田は10ポイントアップですよ、本社のあるところは。ですから、九州エネルギーですか、最初は本社が福岡にありましたよ。そして、10ポイントあれだから、今は大牟田にありますよね。だから、それはいいんですよ。そのくらいは、1割くらいはね。

ですから、今後のことについても答えておられませんが、例えば、今度まいピア高田は指名競争入札でしょう。それをやるべきですよ。今度は、例えば、跡地とか出てくると思いますよ。そして、このみやまエネルギーにまた随意契約なんていうのは、それはあなたおかしいですよ。そういうことは絶対やらないようにしてもらわんと困るですよ。

そうすると、大体あれでしょう。心配ないとおっしゃいますけど、それは市長が心配ないとおっしゃるだけであって、心配ない、担保すること、これは警察の言うことじゃないですか。だから、1次下請、2次下請もだめでしょう、暴力団が入っておったら。あるいは反社会的勢力がいるようなところには市はしちゃだめなはずですよ。だめだと思いますよ。です

から、それを皆さんに何というかね、担保する必要がある、こういうふうにしましたと。そうすると、私が個人的に興味があるのは、どういうふうにして知ることか、あの人は暴力団げなばんとかいううわさはあったけど、それで本当に警察に登録されておいて、そういうふう一般の人に言わんわけでしょうが、金融機関に言うわけでしょう、だからわかるわけでしょう、貸してはいかんと。

それから、太陽光の業者と先日話したら、反社会的勢力には太陽光も売ったらいかんごとになっておるそうですよ。ですから、1次下請も2次下請も3次下請もそういった勢力がいたら契約はだめだと、そういうふうになっていると思いますよ。当然、市もそういった勢力がいるところに出資するのはいかんわけですよ。ただ、市長は安心してくださいと言っても、誰も信用せんですよ。こういうふうな感じで警察に言いましたけど、警察からちゃんと返事が来ておりますと、こういうふうにならぬといかんと。それが行政のやり方ですよ。そこら辺についてはどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

私は、警察に出資者を一々問い合わせるといふのは、大変失礼になると思いますよ。そんなことはあなた、おるはずがありませんよ。—————〔発言取り消し〕—————  
—————本当に暴力団なんか一人もおられません。大変びっくりしますよ、そこまで言われるといふのはね。

それから、あの高柳の土地といふのは、こちらを考えてください。半分は随意契約もいいたところで、聖マリアに無料で貸していますよ。こっちからちゃんとした価格をもらってやっています。私は、この太陽光といふのは、入札をしたら、東京とか大阪の大きな会社が利益を持っていくと。私は、あくまでも、土地はみやま市民のものでありますから、みやま市民の多くの人に還元したいと、40人でも50人でも出資していただいて、今後もみやまエネルギー、それはもちろん、今後は公募しますよ。だけど、多くの人にまた出資をしていただいて、また別な会社も考えておりますので、そういったところに出資してもらって、太陽光発電だけは市民のものだといふ形にしたい。例えば、ソフトバンクとか、いろいろなところに行っても、ソフトバンクがもうけるだけで、何にもみやま市には落ちないわけです。今のところ、40人の人たちがそれぞれ大きな会社を抱えて経営していらっしゃる。従業員にも何か少しずつ浸



透している。これがみやま市にとって一番大事なことはないですか。

あなたのおっしゃるのは、いつも公募、公募と、全部向こうに持っていかれたら、みやま市はどうしますか。少し発展するということをお考えになったらどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

わかりました。————— [ 発 言 取 り 消 し ] —————  
—————ありがとうございました。それで、私なりにそれは調べてみましょう。

それから——それは、だから、もちろん、下請についても当然これはやるべく業務だというふうに思っていますから、その件をまた引き続きよろしく願いいたします。

それから、要するに、ソフトバンクとか東京の業者は利益を東京に持っていくというふうにおっしゃいますけどね、だから、第1番目に聞いておるわけですよ。標準額の6分の1を課税免除とするということと、これは東京の本社であっても、みやま市の全員が受けられますね。ところが、地元業者の違いは、法人住民税ですか、このことだけだというふうに思いますけどね。ですから、法人住民税というのは、おおよそ年間幾らかというのを出示してくださいというふうに言っておるんですよ。その分だけが、それ以上に、例えば、140円の280円もうけて、倍でしょう。20年間でしょう。物すごい金額ですよ。そして、この法人住民税というのがわずかだったらね。そこまで検討して随意契約はすべきだというふうに私は思っていますけど、そこはどうですか。今、出ていますか、法人住民税が幾らか。それから、その差額ですよ。例えば、280円でした場合との、140円と280円の差。（発言する者あり）いやいや、例えばの話ですよ、個人住民税。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長のほうから挙手があります。今の田中議員の質問に対する補足を願います。

—————  
—————  
————— [ 発 言 取 り 消 し ] —————  
—————  
—————

---

---

---

---

---

---

---

[ 発 言 取 り 消 し ]

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

市長の力強いお言葉をいただきまして、大変うれしく思っています。

それで、やっぱりみやま市全体でそれを盛り上げていくという気持ちはわかりますよ。それで、私はやっぱり大体この問題が発生したのは随意契約からですけれども、要するに、20,000千円を出資することから始まったんですよね。私は、だから、市税を使うべきじゃないということで、市長に10,000千円出させようと、そのかわり、私も10,000千円出すということで資産報告を調べたんですよ。そしたら、市長がこれは預金がないとか、いろいろ問題が出てきたでしょう、娘婿が倒産、いろいろな問題が出てきてから、で、現在に至っておるわけですよ。

それで、副市長は、この前も言ったように取締役になっておられると言ったでしょう。そして、この人は出資もしておらん。12億円ですか、債務保証もしておらんでしょう。だから、私も20,000千円出しますから、私を取締役にしてくださいと言ったわけですよ、この前は。

だから、あわせて私のこういう強い要望を株主名簿の公表と同時に、市長にぜひお願いしていただきたいというふうに思います。

それで、住民が40人もおるわけですよ。市も20,000千円出しておるから、副市長は、もちろん、行政側だけど、やっぱりちゃんとチェックする人も必要だと思うんですよ。私のそのチェックで不足のあるなら、言ってくださいよ。私は頑張ってやりますからね。やましいことがないようにきちっと情報公開をして、正しい運営ができて、市民の皆さんに配当を出していくということをやっけていかにゃいかんと思うですよ。そこはどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

市から20,000千円出すというのは別に問題ないと思います。私は、あくまでもこれは市と民間で育成しなければいけない会社とっておりますので、議会に相談して、議会の皆さんの同意を得ましたので、何ら問題はない。

ただ、あなたが私に10,000千円を出資しろとか、そういう要請をされること自体が私はおかしいと思います。あなたも、自分も20,000千円出すから、俺を取締役にせろとか、俺がチェックするとか、そういうのはあなたがチェックする権利もないし、あなたが株主総会で取締役になられる人望もないと思いますよ、本当。だから、何ぼ出しても、あなたは取締役にはなれないと思いますよ、はっきり申し上げまして。だから、あんまりそういうことは言わんほうがいいんじゃないですか。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そりゃ、人望がないから取締役にしたくないという気持ちはよくわかりますよ。気持ちはわかりますよ。しかし、私は一議員として——こういう例はあんまりないのよ、全国的に見ても。市長が中心になってつくった会社、そこに随意契約で貸す、社長はその会社の同じ社長から給料をもらっておるわけでしょう。ですから、非常にそこら辺は不透明というか、そういうことがあるわけですよ。ですから、これはあんまりあれですけど、私も——このごろ猪瀬さんの問題があったでしょう。50,000千円を徳洲会からもらったということで、一応これは東京地検特捜部長の宗像さん、この弁護士は50,000千円が現金で提供されたことや、

徳洲会への強制捜査直後に返済されるなど、不自然さを指摘と。そして、便宜を受けたいとの趣旨がこの50,000千円の資金に込められていたとすれば、贈収賄の可能性もあるというふうに指摘しているんですね。ですから、私は聞いておるんですよ。

ですから、そういった政治とお金の問題、次の2点目でもお聞きしますが、だから、非常に皆さんにわかりやすいように、要するに行政だから、きちんとした制度に基づいて、そして必ず文書で残して行って物事を進めていくというふうなことが必要であるというふうに思います。

それから、固定資産税のこととかについては後で聞きますから、その辺のことについて確認をとりますけど。法人住民税とかの件は後で聞きますから。いいですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

環境経済部長兼企業誘致推進室長。

**○環境経済部長兼企業誘致推進室長（横尾健一君）**

税の情報の問題につきましては、市長のほうから答弁を申し上げましたとおり、一個人、一企業についての税情報については個人情報に差しさわりますので、公表はいたしませんので、よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番田中信之君。

**○1 番（田中信之君）（登壇）**

ですから、仕組みと計算方式を後で聞きますから、よろしくお願いいたしますね。それは個人情報じゃないというふうに思いますから。

じゃ、これで終わります。

あとまた2問目に行きます。

続きまして、第2問、政治倫理条例と資産報告についてを質問いたします。

きのうも猪瀬東京都知事の東京都の総務委員会での50,000千円の借入金に対する質問に対する答弁の様子がテレビで繰り返し放映されました。多くの皆さんも見られているというふうに思います。そして、猪瀬都知事の耳のあたりから大粒の汗が背広の肩のところに何度か滴り落ちているわけですね。それで、私はびっくりしましたね、本当に。それで、冬なのに何でやろうとか、寒いのに何で汗が滴り落ちるのかとかですな。それで、テレビカメラのライトで暑かったのかなと、ぱっとテレビはああいうのが強いですからな。それとか、やっ

ぱり質問に対して答えることによるストレスのせいかなと、こういうふうにもちょっと思いましたね。そして、最後に、少し気の毒にも、かわいそうにも思いました。

このように、政治と金の問題は昔から繰り返し大問題となっているんですよ。思いつくだけでも、ロッキード事件の田中角栄から始まりまして、金丸信でしょう。それから、リクルートの竹下登、佐川急便事件の細川護熙、最近では小沢一郎さん、それから近くの福岡県庁でも、私もよく知っているんだけど、副知事が町村会長、これもよく知っているんだけど、たった1,000千円をもらったことが判明し、辞任したですな。大ごとになった。

それから、近隣市町村でもお金でやめた町長や市長がたくさんいますよね。特に、九州では旧産炭地を中心に数多くの首長、市長や町長や議員もお金の問題を起こしていたことも、これも一因として、政治倫理条例を制定する運動が始まったそうです。特に、九州は政治倫理条例を制定している市町村の割合は、全国で1番だそうです。ですから、そういった現状の中において、政治倫理について質問します。

まず、概要、2011年10月28日、広島高裁は広島県府中市の議員政治倫理条例について、一審、広島地裁の合憲判断、これは2010年の11月9日ですけれども——を覆して、違憲判決を下しました。議員の親族会社が市の公共工事を請け負うことを禁じているのは憲法が保障する営業の自由と議員活動の自由を制限するということでした。しかし、現在、最高裁に上告をされているような状況でございます。

タイトルの1番、みやま市議会でも、政治倫理条例を再検討する動きがあります。福岡県では、先ほども申しましたように、78%の自治体が政治倫理条例を制定済みであります。市長は、この裁判の一審、二審の準備書面と判決文を既に入手し、読んでおられると思いますけれども、読んでいらっしゃるでしょうか、いらっしゃいませんか。もし、読んでいないのならば、すぐに取り寄せて、議員にも配付すべきだと考えますから、その意思はありますか。特に、西原市長には政治倫理について勉強していただきたいというふうに思っております。市長には大きな権限があります。

次、タイトル2番、政治倫理条例に関する特別委員会が設置をされましたら、市長も一緒に参加すべきであるというふうに考えます。なぜならば、みやま市の条例の適用対象というのは、首長と議員であります。府中市は、これは別々の条例なんですよ。そういうことで、ちょっと条例の不備があるというようなこともこの前のシンポジウムで斎藤さんという人が言っていましたね。したがって、首長と議員と一緒に勉強と議論、協議をすべきであ

ると思いますけれども、市長の考えを述べてください。

それから、これは細かいことになりましてけれども、平成25年6月28日の市長の資産報告では、県議会議員の共済年金が185,664円となっています。これは記載ミスでしょうか。1年前の平成24年は1,403,574円とあり、約1,210千円ほど減少している理由を述べてください。

タイトル3、資産報告は、首長は国会議員に準じて、法律上、提出しなければならないというふうに私は思っていますが、罰則のない議員等の資産報告は無意味だと思っていますけれども、市長の考えはどうでしょうか。旧山川町では、町長のみ資産報告というふうに私のおときにはしていました。それからまた――資産報告は出したい人はもう自由に出してもらったらいというふうに思っています。

それから、猪瀬都知事の例のように、政治倫理審査会には捜査権もないですもんね。ですから「済みません」と言って50,000千円返したら、それで終わるでしょう。たとうその報告をしても、提出しても、誰からも罰せられません。報告に時間、労力、手数料等ばかりかかって、非常に皆さん――皆さんというか、私も含めて困っている、くだらんというふうに思っています。ただし、議員などの収入、あるいは贈与、税等の納付状況は必要であると、毎年ですね、それは思っています。

タイトル4、みやま市になってから、市長、議員等の資産報告を閲覧した市民の数と情報公開請求でコピーした市民の数を年度別に示してください。これはマスコミは除いてください。

それから、政治倫理審査会5人の年間支給額を個人別に示してください。政治倫理審査会の年間開催日と会の開催時間を年度別に3年分示してください。

政治倫理審査会にかかわっている職員は何人ですか。

それから、審査会から市長にお問い合わせはありましたでしょうか。あったか、なかったか。あったら、その内容を報告してください。

それから、タイトル5番、みやま市政治倫理条例の第3条の(6)に「政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある趣旨の寄附を受領しないこと。」というふうにあります。寄附には、指名業者や市との関係会社よりの給与、顧問料、政治献金、パーティー券代金も含められるというふうに思いますけれども、市長の見解を求めます。

また、誰が道義的に批判を受けるおそれのある趣旨の寄附だというふうに断定するのか、判断をするのかですね。政治倫理審査会だろうというふうに思っていますけれども、寄附と

いっても、いろんなことが想像されますので、寄附には定義として、具体的にどのようなものを指すのかを政治倫理審査会で決めているとしたら、それをお知らせ願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、政治倫理条例と資産報告についての質問にお答えをいたします。

まず1点目のみやま市議会でも政治倫理条例を再検討する動きがあるについて、議員から広島県府中市議会の政治倫理条例における裁判に関する質問でございますが、この裁判の経過につきましては、府中市の元市議が議員在任中に2親等以内の親族が経営する会社が市と請負契約をしたことにより、府中市政治倫理条例の請負制限条項違反等により、議員辞職勧告決議を受けました。この元市議は、同条例の請負制限条項は違憲、違法として、市に対して慰謝料を請求する訴訟を起し、一審の地裁は、元市議の主張を退けて、慰謝料の請求を棄却しました。しかし、二審の高裁では、一審判決を破棄し、原告の主張が認められたため、現在、最高裁に上告中ということであります。

この裁判の概要については私も知っておりますが、議員が言われるような裁判の一審、二審の準備書面と判決文を取り寄せて各議員に配付する意思があるかどうかにつきましては、この件に興味のある議員の方は、インターネット等を利用して自分で調べられますので、私が資料を取り寄せて各議員に配付する必要は全くないと思います。

次に、2点目の政治倫理条例に関する特別委員会が設置されたら、市長も参加すべきであるについてでございますが、みやま市の政治倫理条例は、合併当時は執行部と議会は別々の条例となっております。その後、平成21年の改正により、執行部と議会が一本化され、内容がより厳しいものとなっております。

みやま市議会でも、政治倫理条例を再検討する動きがあると議員は言われておりますが、私は再検討の動きについては承知いたしておりません。

政治倫理条例に関する特別委員会が設置されたら、市長も参加すべきであるという議員の御意見もありますが、そもそも特別委員会が仮にできたとしても、議会の委員会に市長の私が委員として参加することはできません。特別委員会が設置され、委員長より要請があれば、

その中で執行部の考え方を述べることは可能かと思えます。

また、私の平成25年1月1日における資産報告で、県議会議員共済年金が前年に比べ1,210千円減っているのはなぜかについてのお尋ねですが、これは制度上の問題でありまして、平成23年6月1日をもちまして、議員年金制度は廃止になったということは議員の皆様も御存じのとおりでございます。制度廃止以降、私のように既に退職した議員につきましては、経過措置として支給はあるものの所得制限があり、私の場合、平成24年6月支給分から全額支給停止となっていることでございます。大変困っております。

次に、3点目の資産報告は、首長は国会議員に準じて、法律上、提出しなければならないと思うが、罰則のない議員等の資産報告は無意味だと思うが、市長の考えについてでございますが、市長としての資産報告は、みやま市政治倫理条例にあるように、「市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長等は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位に基づく影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」との趣旨を踏まえ、私は、条例の基準に基づきまして、毎年の資産報告を行っているものがございます。

お尋ねの市議会議員等の資産報告につきましては、平成19年に議員発議により、みやま市議会議員の政治倫理条例が制定されました。さらに、平成20年には、市議会においてみやま市議会議員の政治倫理条例検討特別委員会を設置され、慎重に協議、検討がなされ、平成21年4月からは、みやま市長、副市長及び教育長の政治倫理条例と統合し、現行の政治倫理条例となっているものでございます。

以上の経過もございますので、市議会議員等の資産報告の内容や必要性の是非につきましては、私がお答えする立場ではないと存じます。

また、国や他自治体に関しましても、私がお答えする立場ではないと思えます。

次に、4点目のみやま市になってから、市長、議員等の資産報告を閲覧した市民の数と情報公開請求でコピーした市民の数を年度別に示せについてでございますが、市三役にかかわるものについては、マスコミを除いて、平成23年度は閲覧1件、平成24年度にも閲覧1件、平成25年度は閲覧2件、写しの交付1件でございます。これはほとんどあなたではないかと言っています。



議員等にかかわるものについては、同じく平成20年度は閲覧1件、平成23年度は閲覧1件、平成24年度は写しの交付1件、平成25年度は閲覧2件、写しの交付3件でございます。

政治倫理審査委員会の委員の構成につきましては、4名が政治倫理条例施行規則の第7条に規定する専門的知識を有する者として、弁護士、税理士、司法書士、大学教授等を各団体からの推薦をお願いして委嘱しており、残り1名は市民代表としてお願いをいたしているところでございます。

委員の報酬額は、専門的知識を有する者については、会議1回あたり8千円、それ以外の者は5千円でございます。

政治倫理審査会の開催状況ですが、過去3年間、市民からの調査請求があっておりませんので、各年度、資産報告書の審査のみで、2回ずつ開催をいたしております。

平成23年度は、第1回目が8月26日、午後1時30分から5時まで、第2回目が10月3日の午後1時30分から4時30分までの開催でした。

平成24年度は、1回目が9月24日の午前10時から12時13分まで、2回目が10月16日の午後1時30分から4時30分までの開催でした。

平成25年度は9月24日の午後1時40分から午後5時5分まで及び10月21日の午後1時30分から3時30分までの2回の委員会を開催いたしております。

政治倫理審査委員会事務は、規則第8条第10項に、庶務は総務課において処理すると規定しており、課長を含め4人で対応しておりますが、全て他の業務との兼任でございます。

最後に、5点目の寄附には指名業者や市との関係会社よりの給与、顧問料、政治資金、パーティー券代金も含まれると思うが、市長の見解を求めるについてでございますが、寄附については、政治資金規正法や公職選挙法に記載されているとおりですが、政治活動は、公正かつ清廉に行うものとし、政治資金規正法等を遵守し、寄附する者が特定の個別利益を期待する寄附等は決して受けてはならないと考えています。

寄附については、公職選挙法第179条第2項に「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」と規定されて、個人からの寄附については、政治資金規正法第21条の2に、何人も、政治団体に対するもの及び選挙運動に関するものを除き、公職の候補者個人の政治活動に関して、金銭等による寄附をしてはならないと規定されております。

道義的に批判を受けるおそれのある趣旨の寄附についての審査につきましては、資産報告

書に記載された内容にかかわるものは、直接、政治倫理審査会が、また疑いがあると認められる寄附がなされたとして、市民30人以上の連署をもって、市長、または議長に調査請求が行われた場合についても、政治倫理審査会の場でそれを判断していただくことになります。

なお、公職選挙法や政治資金規正法における疑義等については、県選挙管理委員会での判断となります。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番田中信之君。

**○1 番（田中信之君）**

ちゃんと答弁していただきまして、ありがとうございます。私もいろいろ知らないことがありますものですから。

いずれにしろ、この政治倫理というのは、議員も含めて、首長もしっかりと肝に銘じていかなければならないということだというふうに思います。

先日、10月20日ですけれども、博多駅の会議室で政治倫理シンポジウムというのがございました。これは会費が2千円だったんですけど、私も何か斎藤さんという九大の元教授から手紙が来まして、出席をしたんですけれども、この出席者というのは、まず、斎藤先生、名誉教授ですけれども、「政治倫理条例とは何か？－全国の情勢と今後の課題－」ということで基調講演がありまして、その後、シンポジウムがありました。そして、これは九州の弁護士の方とか、それから関西で何か住民発議でもって政治倫理の条例をつくったという堺市の方々が見えておりました。それから、佐賀市議会議員とか、あるいは住民、主婦の方、知る権利ネットワーク関西会員の方とか、それから筑紫野前市長、それから長崎県からもいろいろ来ておられましたね。それで、やっぱり皆さん何でこんなに遠いところから来ておられるかなということでしたんですけど、やはり関心は府中市の判決、これは今最高裁に上告されていますけれども、今後どういうふうになるだろうかと。もしも、最高裁で違憲だというふうになれば、その条例をつくれんようになると思いますので、その辺で皆さん遠いところから2千円も払って来てあるんじゃないかなというふうに私は感じました。

ですから、我々議員にとって、非常に政治と金の問題というのは身を正さなきゃいかんと。やはり疑いの目を持って、みんな市民の方は見ているわけですね。ですから、そういった何というかな、後ろ指をさされるとかうわさとかを立てられないような政治姿勢を皆さん

にアピールしていただきたいと、私も含めて、そういうふうに思っております。

ですから、現在の福岡県の状況、佐賀県も含めて、現在のみやま市の政治倫理条例は、こうやってオンブズマンみたいなところがランキングづけしてはいますが、これはまたみやま市は意外といいところにいるんですよ。福岡県、佐賀県を合わせて、みやま市は16番目。それから、八女市が7番でいいですな。それから、柳川が31番。それから、一番びりが久留米市、57番。大牟田が52番。こういうふうな状況でございます。

ですから、こういったことは、猪瀬さんの件もこのごろありますけれども、やっぱり十分僕らも襟を正して、よく勉強をして、政治倫理条例をもう一遍勉強し直すと。それから――僕は資産報告なんか、非常に何か手間もかかるし、職員さんも非常に大変じゃないかと。そして、結局、捜査権がないでしょう。うそを言っても、誰もチェックできない。そのために、何かほとんど無意味なようなことを一生懸命やっておるわけでしょう。それで、今度お金もかかるわけですよ。ですから、この前の福岡の会議でも出ておったですけど、例えば、資産報告は、今は銀行の証明書をとらにゃいかんでしょ。そしたら、お金を払わやんすもんね。たくさんある人はたくさん払わにゃいかんと。何か預金通帳をコピーすればいいというふうな条例もつくったとか、あるいは現金を出せと、ばかばかしいと思いますけど、現金も出してくださいよというような条例があったそうです。もうばかだなと私は思ったんだけど、そういう状況でございました。

それで、やっぱり今後、市長さんも含めて、我々も政治倫理についてはしっかりと勉強をして、特に、執行者である市長におかれましては、やはり市民に疑いの目をかけられないようにしっかりとやっていただきたいと。

市長に、例えば、この前もしたように、いろいろ耳が痛いようなことですが、ですから、例のレンタルの会社のこともあるでしょう。あれだって、普通は市長が発注した指名業者が市長の会社からレンタルとか資材を買っているわけでしょう。それもちょっとですな、そりゃ、法律には触れんかもしれんけれども、普通の人から見たら、えっというようなことが聞こえますよ。

それから、このみやまエネルギー開発機構についても非常に計算をされているというふうなことを感じますね。25%以下にならない。普通、30,000千円の出資やったら25%以上になりますからね。ですから、非常に知能が高いというか、そういうふうなことを私も感じております。

ですから、政治倫理については、今後、多分みやま市も、議会のほうも——きょう議運があると思いますけれども、多分特別委員会ができると思いますので、委員長から要望があったら、市長も出席していただくというふうに、それはお願いしていいですか、最後に。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

私の考えは、議員も市長も選挙で選ばれるわけです。それにまた、いろいろ議員が不正をしているのではないのかとかいうようなことで厳しい倫理条例をするというのは、それは自分たちが上げた人たちを信用しないから、そういうことをするんじゃないかと思います。自分たちが本当に信頼して上げた人やったら、そういう政治倫理条例なんか要らんわけですよ。ああ、みんな立派な人を上げているから間違いないと。いかんやったら、やめさせるといいんですから。だけど、本当に自分たちが選挙して、信頼できないから、そういう政治倫理条例でいろいろ言うわけだから、私は本来なら、政治倫理条例なんかは要らないと思いますよ。そのための選挙ですから。そう思われませんか。あなたはいつもそればかりおっしゃるけれども、もう少し市が前進するようなことをやっぱり質問された方がいいんじゃないですか。そう思いますよ。

政治倫理条例で委員長の指名があったら、私は出ます。出るけど、本来、私はいつもそう考えています。自分たちの有権者、いわゆる投票の権利を自分たちで信頼していないんですよ、条例をつくられるということは、残念ながら。だから、自分が上げる人は立派な人だと、そういう人を上げているから間違いないんだと誇りを持って、私はそういう社会をつくりたいなと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

田中信之君。

○1番（田中信之君）

もう時間がありませんので、市長さんの御意見も賜っております。それで、我々も頑張っていて、そういったほかに起きているようなことが起きないように身を正していきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、10番中尾眞智子君、一般質問を行ってください。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、皆さんこんにちは。10番中尾眞智子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、今回の定例会は10人の議員さんたちが登壇しております。まちを動かす原動力、そして、まちを思えばこそその質問だと思っております。言うなれば、この10人の議員さんたちの質問は市の断面を見ているんじゃないのかなというように思っております。中でも、私がきょう質問いたしますごみ環境につきましては、先日の荒巻議員と2人重なっておりますが、これは市民の関心度が高いことを示しているんじゃないのかなと。そして、行政の責務として2人重なっておりますが、御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

きのうの質問と重なっておりますので、重複するところ、そしてまた私の新しい視点で見た観点で質問するところと多々ありますとは思いますが、真摯な御答弁をよろしくお願いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

8年後の新ごみ処理施設稼働に向けての現状の課題について質問をさせていただきます。

平成32年度、本市は新しいごみ施設の稼働を目途として、所管課より「一人ひとりの心からエコ未来に光さす」のスローガンのもとに、エコ環境の整備事業の概要が広報みやまの5月号から12月号にかけて、8回にわたり連載されておりました。8回の連載については、現状の課題として、ごみ処理施設建設に当たり、エコ環境整備のための事業の策定化に向け、その建設の事業内容を周辺地域の住民理解と協働を得るための説明会としての努力と私は承知しております。そのように認識いたしております。

本市は今回、柳川市との共同事業として、焼却から循環型社会の理念のもとに新たなる実現化を目指し、環境審議会にごみ減量推進専門部会をつくり、その対応に取り組んだものであります。そこでは、「もったいない、心を活かすごみ減量」の旗印のもとに、重点課題として焼却から資源循環型のみやま市に向けた専門的な審議が行われました。3回にわたる専門部会の慎重審議の末に、ごみ減量化への推進プランの報告は承認を受けております。その報告は本事業の柳川市を含め、自治体の共同のエコ環境整備の責務は当然と認識の確保がされた審議であると同時に、市民の協働責務である事業への躍進ではないかと痛感するもので

あります。そのような理解でよろしゅうございますよね。

そこで、具体的事項1といたしまして、新制度、例えば、ちり紙交換方式などの導入についてでございます。そんなエコ環境構築に取り組んでいるさなかに、他市の古紙類回収民間業者から古紙回収の地域巡回日程などが印刷されたチラシが市内に配布されました。ごみ収集業務がこうした業者の進出に、本市の環境事業に携わっている委託業者の存在はどのようなとの疑念もありました。そこで、我が町の委託契約をしている回収業者の現状と、そしてまた課題、今の実情はと私はお尋ねしたものであります。

そこでは、今の私たちの業務はここ数年来、高齢化が進み、戸別収集を余儀なくされ、全従業員には戸別声かけ運動、軒先回収、屋外からの呼びかけに運び出し依頼など、業態も高齢化対応を余儀なくしなければならない状態です。当然、少々の難事もあります。難問もありますが、信頼というきずなで結ばれていることで解決をすることはできております。当事業に、自分の事業に誇りを持っている皆さんは、みやまの環境を守っていく、そういう言葉を私に聞かせてくださいました。誠実を感じさせてくれる従事者の言葉に福祉が生きていることを痛感したものであります。

それからまた、私たちはもう1つ、市の要請で「さるく隊」と命名された市民運動をさせていただいております。その趣旨を事業に折り込んで大きな声で挨拶をやっております。元気がない声が返ってくるときには、やはりこちらからの声かけが忘れられません。時には通報事項も経験しております。業務上やればできる事柄ですがと私にさわやかな声で話してくれました。それは全て無償の代価の言葉でありましようか、委託業者の意気込みでしょうか、底流には福祉と表裏一体の現実で進行している業務の実態を認識させられました。

そうした実態を背景に、柳川市との新処理施設の設置が決定されているのでございますが、ごみの発生抑制と排出抑制による行政コストの陰には、こうした福祉の協働が生まれる社会こそ大事な、そして大切なまちづくりの柱ではないかと思っております。

現況のさまざまな課題をもとに、今後の新制度のごみ環境対応についてお聞かせください。

次に、具体的事項2といたしまして、リサイクルセンターの設置について少し触れさせていただきます。

新しいごみ処理施設用地の最終候補地は、柳川市橋本町にある柳川浄化センター未利用市有地に決定されておりますが、現在の清掃センターと比較すると、新処理施設は約10キロ以上も遠くなります。きのうの答弁では15キロほどということではございましたが、少子化に

伴いながら、また、各種リサイクル法の徹底化等でごみの排出は減量されていくものと予測されておりますが、新ごみ処理施設は先ほども申しましたように、運搬距離が10キロ以上も遠くなることから、距離的にも非常に厳しく、また、資源化率向上のため、そして必要経費等からもみやま市内にリサイクルセンターの存在が重要であると思います。

約10キロ以上も遠くなることに伴って、その搬送費はどのような負担になるのか。また、どのような効率をもたらされるのか。諸経費等の影響がどの程度あるのか等々の問題点、課題点はまだまだたくさんあると思います。

そういう中で、みやま市内へのリサイクルセンターの設置についてお聞かせください。どうかよろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

中尾議員さんの8年後のごみ処理施設の稼働に向けて、現状の課題についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のちり紙交換方式等の新制度の導入についてでございますが、議員御指摘のとおり、本市の高齢化率は今後も高くなることが予想され、これまで行ってきた廃棄物の収集体制では今後不安を感じられる市民の方が多くなるものと思われまます。

現在、高齢者や障害者世帯から、市に対し、収集方法に対する相談が寄せられることはほとんどございません。しかしながら、この状況は地域や近所の方々、福祉行政に携わる方々の御協力により成り立っているものと理解をいたしており、大変ありがたく思っております。

そこで、みやま市一般廃棄物資源循環基本計画において、現在、収集ルートで回収している新聞紙、段ボール、雑誌等を、高齢化社会に対応し、さらに資源化を推進するため、古紙回収をちり紙交換方式に見直し、世帯ごとに回収する方法を検討いたしております。この方法を取り入れることにより、重い古紙類を運ぶのが楽になるとともに、資源化が進むことを期待いたしております。

市としては、市民が安心して出せる安定的な古紙回収の仕組みとなるよう検討しており、市内の状況に詳しく、収集実績のある市内の業者と協議しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

また、廃棄物行政に限らず、現行の体制では今後高齢化の進行による不便を感じる市民の

方がふえるものと考え、ごみ出しサポートのあり方の検討を開始いたしております。何かビラが回ってきたとおっしゃっていましたが、私は全くそれは関知しておりませんでしたけど、よその業者ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）関知しておりません。私はよその業者と協議する考えはありません。全て地元の業者と今後協議していきたいと思っておりますので、御安心いただきますようお願いいたします。

次に、2点目のリサイクルセンターの設置についてでございますが、現在、柳川市と共同で建設する新処理施設を整備するため、施設準備室に本市からも職員を派遣し、準備を進めております。新しく整備する施設で処理する廃棄物の範囲については、燃やすごみの処理を共同で処理することは決定しておりますが、燃やすごみ以外の資源物を処理するリサイクル施設については現在協議中でございます。柳川市橋本町へ運搬距離が遠くなることもあり、みやま市内に検討している生ごみ・し尿汚泥を処理するバイオマス施設には、缶、ビン、古紙等の資源ごみを持ち込めるリサイクル施設及び市民や市外からも訪れていただけるような、交流施設等の整備も含め、有識者や市民の御意見を伺いながら計画を策定していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

先ほど市長が民間業者ですかとおっしゃいましたが、私がまだ子供たちが中学校に行っているときでございました。廃品回収を子供たちの教材そろえるためにということでPTAでやっております、新聞紙、雑誌、いろいろ集めますと本当に農協の倉庫の裏に嫌になるほどたくさん集まってきましたが、それが子供たちの教育の手伝いになるんだということで、PTAの役員さんたち本当に汗を流して一生懸命やろうねということでやっておりましたが、ある日突然、新聞紙、古紙の引き取り料が安くて、もう集めても金になりませんと、もうこれはやめましょうということになったんですよね。そのときに私たちは、じゃ、この古紙、こういう古雑誌とかはどうなるんだろうと。まだそれこそ山川のときではございましたけれども、行政のほうに何とか、これは全部多分燃えるごみになってしまうんじゃないかと。燃やしてお金を使うよりも、これを少しでも安くても私たちは集めて、本当に1円とか、どれくらいになってもいいですから集めて、それでその分、燃やす分にかかる分をよければ



子供たちのためにということでお話を持っていったんですが、なかなかそれもうまくいきませんでした。

今回、その民間の業者がちり紙交換方式でやってきてくれる。本当に軒先まで来てくれるということはありがたいことです。10キロも20キロもあるようなものを自分で集合場所まで持っていかなくていいというのはありがたいことなんですが、そういうふうに価格が下がったときにやってくれるのかなというのが、一番最初にPTAの役員をしているときの思いがふっと頭に上ってきまして、そしてちゃんと責任を持ってやってくれるのかなというのが浮かんでまいりました。そこで、新制度も本当にいいんだけど、どうなるのかなということで今回の質問をさせていただいたところでございます。基本的に市が排出したごみ、市民が出したごみは市が責任を持ってやらなければならないと私も思っておりましたので、そういう部分で今回の質問をさせていただいておりますので、いま一度、ここにはきちんとやるというような答弁をいただいておりますが、もう一度だけきちんと答えていただくとありがたいなと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

担当からですか。

○10番（中尾眞智子君）続

よければ。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長のほうからいいですか。

○10番（中尾眞智子君）続

市長のごみに対する思いと、その後に環境課からももう少し詳細な、具体的なあれを聞かせてほしいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

現在、環境問題というのは非常に大事な問題でございます。また、市民が出されたごみ、あるいは市で発生したごみというのは市当局が責任を持って回収、あるいは処理するのは、これは基本的な原則でございますので、ぜひともそういった環境に配慮した美しいまちづくりに今後も精進していきたいと思っておりますので、ひとつ皆様方の御理解と御協力もぜひ

お願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

先ほど市長のほうからありましたように、市内のごみを収集して処理する。これは法律で定められております市の業務でございます。きのうの荒巻議員さんに対する答弁と一部ダブるところがございますけれども、基本的にちり紙交換方式というのを考え出したのは、一般業者が先ほど議員さんもおっしゃったように、無料でやっていると。それをなぜ行政としてやれないのだろうかというところから発想して取り組みを始めているところでございます。

私も調べたところ、県内でこういった方法を取り入れている自治体は多分ないと思います。九州でも長崎あたりにあるというふうに聞いておりますけれども、実際どこでやられているのかというのは申しわけございませんが存じ上げておりません。今後ちょっとまた調査をして、そちらの実際やられている自治体があれば、そういったところの実情も考慮しながら、本市にとっていかにコストを削減してやっていけるかという方策を検討していきたいというふうに思っております。

また、きのうの答弁の中にもあったんですけれども、本市のみやま市一般廃棄物資源循環基本計画といいますのは、生ごみ及びし尿汚泥を処理するバイオマス施設を建設して今後本市はやっていくんですよというふうな内容とともに、こういったちり紙交換方式というふうなこともやっていくというふうなことも考えておりますし、それから、もう既に大木町等ではやられておるんですけれども、これも基本計画の中にある紙おむつの分別収集も今後やっていきたいというふうに考えております。

今申し上げましたように、本市の環境行政、特に廃棄物行政というのは、来年を契機に大きく転換をしていく形になります。

そこで、先ほど中尾議員さんもおっしゃったように、市民との協働が一番重要なポイントになってくるものと認識しておりまして、今後、生ごみのモデル事業、あるいは先ほど言いました紙おむつのモデル事業、そういったことを実施するに当たりましては、必ず地元説明会等を行っていきます。その際に、このみやま市の考え方を十分理解していただくような説明もあわせて行っていきたいというふうに考えておりますし、一番最初に質問がありました

ちり紙交換の方式というのは、県内でも初めての取り組みになるものと思っておりますので、多分、私どもとしては万全を尽くして実施をしたいというふうには考えておりますけれども、やはり初めての事業でございますので、どうしても市民の方と我々の考える位置がずれる可能性があると思います。それは真摯に受けとめながら、よりよい方策を検討していくというふうなことで、早急にこれは取り組むべき事業だというふうに認識をしておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

本当に行政の責任を感じた、そしてごみ環境に対する真摯な答弁だったと思っております。本当にありがとうございますと言いたいぐらいの答弁でございます。

先ほども申しましたように、このごみ環境問題については、行政がどれだけ一生懸命言っても、課長もおっしゃいましたが、住民との共同作業でなければ成り立っていきません。そして、このごみ環境に関しては、いろんな情報を出して周知を一生懸命、情報を出してやっている中では、このごみ環境が一番やっているんじゃないかというぐらいにいろんな情報を住民に流してお知らせをしてありますけれども、このごみに関して認知度が高い人、それから意識が高い人、関心のある人、そういう人は一生懸命やってくれるんですが、なかなかごみに関して無関心と言うんですかね、そういう方たち。それから、このごみ体制がどういうふうになっているのか、どういうことで自分が捨てたごみでもあしたはきれいに片づいている。そういうことも考えないような、一概に言ってはいけませんが若い子たちもおりまして、そういう人たちにどういうふうに周知していくかということも非常に行政側としては考えていかなければならないことだと思っておりますが、ここについてはどういうふうなあれをされていくのか、少しお聞かせください。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重環境衛生課長。

**○環境衛生課長（富重巧齊君）**

これからの市民に対する説明と申しますか、御理解を深めていただくための方策としては、先ほど言いましたように、地元説明会が私は一番だと思っております。それから、議員さんがおっしゃっていただいたように、うちの課では毎月広報にごみに関するレポート的な、あ

るいは本市の考え方を述べさせていただいております。これらのことは、実際一長一短でできているものではございません。やはり長年の経験を積んできた職員がいたからこそそのアイデアだというふうに思っております。それらの我々の環境衛生課の職員の力では不足するとは思いますが、ぜひ若い人には、先ほど言いましたように紙おむつ、これは私が一番最初に思ったのは高齢者対策というふうな位置づけでも考えてはおったんですが、紙おむつはやっぱり子供さんたち、子育て世代の若いお母さん、お父さん方に対する説明でもあるかと思えます。また、紙おむつの分別収集につきましては、先ほど言いましたように高齢者の方もこれから先多く利用される方がいらっしやると思います。そういった方を中心に、また生ごみの分につきましては、若い方から高齢の方まで、本年度も3カ所程度説明会に行きましたけれども、多くの方が参加して、そのお話を聞いていただきます。そういった機会を利用して少しずつでも広げていくということとともに、現在、小学校4年生で、授業の中で環境に対する学習を続けていただいております。そういった中に、環境衛生課のほうからもくすび一等を派遣しながら、環境に対する教育に少しでも役に立つような話をして、そういった子供の世代から教育していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

今ごみ環境の意識を上げる。そういうことについてお話を聞かせていただきましたけれども、私たち、やっぱり自分にかかってくる負担金、金額が目に見えることは一番の削減化につながるのではないかと日ごろから思っております。

そこで、市が一生懸命ごみ削減に力を注いで削減したその成果が住民に見える報告、その仕組みをつくっていくべきではないかと思っておりますが、そこに関してはどういうふうになさるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

それにつきましては、今現在、製本化を進めております一般廃棄物資源循環基本計画の中にも計上しておりますとおり、やはり資源のリサイクルに積極的に取り組んでいただく市民

の方とそうでない方との差をつけたほうがいいんじゃないかという方向性も打ち出しをしております。

それにつきましては、今後、柳川市との共同施設の建設に当たりまして、いわゆるごみ処理料金の検討なども含めて来年度やっていくこととなりますけれども、その中で、本市は本市なりの、いわゆる生ごみを分別するんだという姿勢をあらわすような料金体系にしていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それで、その辺については、また来年委員会等をつくりながら検討をさせていただいて、早ければ平成27年度から新たな料金体系を考えたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、これにつきましては、先ほども言いましたように、柳川市との関係もございますので、若干前後する可能性はあるかと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

ごみ環境問題、本当に難しい、意識がなければ進まないという問題でございます。どうか最後まで一生懸命、私たちも見守っていきますので、行政のほうもやってほしいと思います。

それから、市長に一言申し上げたいと思います。私も実は環境審議会委員の一人でございますので、この「一人ひとりの心からエコ未来に光さす」、そして、「もったいない、心を活かすごみ減量」、非常に心打たれております。いい標語だなと思っております。

これらの標語をもとに、私は住民、そして事業者、行政が三位一体となってエコのまち宣言、みやま市はエコまち宣言をするんだということで、ぜひ市長に宣言していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

大変いいことだと思います。特にエコまちというふうに眞智子さんの「眞智」が入っていますから、非常にいいんじゃないですか。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。きょうほど自分の名前に感謝したことはありません。

それでは、ぜひエコ環境の宣言をするまちとして早急に取り組んでいただきたいと思えます。柳川市との合同の処理場は8年後に迫っております。そしてまた、新体制でゴミ焼却から循環型社会への取り組みも一生懸命やってほしいと思っております。本当にきょうは何かうれしい一般質問になりました。ありがとうございます。

最後になりましたけれども、市長初め、執行部の皆さん、本年も本当にありがとうございました。そして御苦労さまでございました。よいお年を迎えてくださいますように、もう12月でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分から再開をいたします。

午後0時18分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続きまして、午後の会議を再開いたします。

本日、西原市長から午前中の会議における発言につきまして、お手元にお配りをしました発言取り消しの申出書に記載をしました部分を取り消したいとの申し出がっております。西原市長の発言を許します。西原市長。

○市長（西原 親君）

平成25年12月10日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう申し出ます。

取り消す発言、—————〔発言取り消し〕—————

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

皆さんにお諮りをいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、西原市長からの発言取り消しの申し出を許可することと決定をいたしました。

続きまして、一般質問を行います。

11番内野英則君、質問を行ってください。

○11番（内野英則君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員内野英則でございます。

ことしも残すところ20日余り、本当に月日のたつのが早く私は感じます。年をとったせいでしょうか、去年もそういった挨拶をしたかと思えます。

そうした中で、この1年間を振り返ってみると、いろんな出来事がありました。その一つ一つがいきのうのように思い浮かんできます。その中でも特に9月8日早朝、2020年夏のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。このことは本当に歴史に残る出来事ではなかったかと思えます。私も国民の一人として大変うれしく思います。半世紀前の東京オリンピックは、私が高校1年のときでした。あのときは、日本中が沸きに沸き、感動、感動の連続だったように記憶しております。オリンピックのおかげで新幹線が走り、高速道路が整備され、今振り返ってみると、あの時期を境に日本社会のあり方そのものが一変したように思います。今回のオリンピック開催決定がこれから日本社会をどう変えていくのか、私は大きな関心を持っております。

前置きが大変長くなりました。それでは、通告しておりましたみやま市行政改革大綱の改革の基本項目にも掲げてあります人材育成及び行政サービスの向上について質問いたします。

地方公務員は市民と直接接する最先端の公務員であります。憲法第15条第2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また地方公務員法第30条においては「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定してあります。まず、職員の皆さんは市民全体の奉仕者であることを認識しなければなりません。

市役所とは、市民の役に立つところ、市役所の使命は高品質のサービスを最大限、市民の皆さんに提供することであり、職員の仕事の基本は市民のためのサービスに知恵を絞り、市民満足度を向上させることにあると考えます。

民間では、企業戦略として顧客満足度を高め、いかに顧客を獲得するかに運命がかかっているとと言っても過言ではないと私は思います。例えば、私たちが買い物をするとき、店構え、定員の対応、品質、価格、雰囲気などで店舗や商品を選ぶのではないのでしょうか。もし気に入らなければ、別の店や商品を探すことになると思います。これを市民と市役所に置きかえて考えてみてください。たとえ市の施策や職員の対応など行政サービスに不満があったとしても、ほかの役所に切りかえることはできないのであります。

そこで、市民満足度を高めることは、市民ニーズの多様化、さらには地方分権化の流れなどに的確に対応し、さらに職員一人一人が自分の価値観や判断基準を市民の目線に合わせて、市民の皆さんに接することが大事ではないのでしょうか。

接遇という言葉があります。それは応接、接待、処遇などから合成された言葉であります。仕事などの目的を持った人と人とが接して、お互いが気持ちよくスムーズにその目的を果たすための心構えや方法とされています。常に相手の身になって話を聞き、その目的を的確に理解し、必要に応じて相手にもこちらの目的や趣旨を理解してもらい、信頼関係を築くことが重要であると思います。さらに、接遇の基本は、相手の身になって考える優しさと思いやりを持って接することではないのでしょうか。その場限りの言葉遣いや態度だけでは、市民、お客様との信頼関係は築けません。日ごろから仕事に関する能力の向上に努め、責任を持って職務を遂行し、誠意を持って市民の皆さんと接することが市民との信頼関係を一層深めていくことになると思います。

昔から目は口ほどに物を言うと言われます。言葉で話すだけが意思表示とは限りません。アメリカの心理学者であるアルバート・メラビアン博士によると、初対面の人から受ける印象のコミュニケーションに占める割合は、言葉がわずか1割にも満たず、話し方が約4割、表情、動作が約6割を占めていると言われております。つまり、人の印象は話の内容よりも目や耳で評価されている部分が非常に大きいということでもあります。

そこで、みやま市役所としても今までに当然ながら、接遇マナーの向上に向けた取り組みとして、接遇研修の実施、さらには窓口の整理整頓、身だしなみのチェック、電話対応調査など実施されてきたかと思えます。しかし、他の行政と比較しても、これといったよいところが私は見つけることができません。最後にサービスをありがとうの言葉が返ってくるとも言われます。市民の皆様から満足していただき、ありがとうと言われたとき、そこに働く職員の皆さんにとっても喜びを感じる時ではないのでしょうか。



そこで、お尋ねします。まず1点目、接遇研修など、これまでに取り組まれたことについてお聞きかせください。また、その結果についてもお聞きかせください。

2点として、第2次みやま市行政改革大綱の中に「あいさつ日本一宣言都市」職員として、市民目線に立ったより親切丁寧な対応に向け接遇能力の向上を図ると掲げてありますが、具体的にはどのようなことを実施されてあるのか、お伺いいたします。

3点目、接遇マニュアルの作成や接遇向上委員会など、職員みずから積極的に取り組まれる考えはあるのか、お尋ねします。

最後に4点目であります。本市においては、平成20年10月に職員人材育成基本方針を作成してあります。現在はその基本方針に沿って人材育成に取り組まれていると思いますが、そうした中で職員の資質向上、人材育成についての課題や今後の取り組みについてお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

内野議員さんの人材育成及び行政サービスの向上についてという御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の接遇研修の取り組みについてでございますが、これまでの取り組みといたしましては、新規採用職員研修として、福岡県市町村職員研修所で実施しております研修を受講させ、接遇能力の向上を図っております。この研修は、新規採用職員全員が前期3泊4日、後期2泊3日の日程で研修するわけでございますが、その中で接遇に関する研修に前期、後期とも最も多くの時間が割り振られております。このことは、自治体職員の心構えとして接遇の重要性をきちんと認識し、実践できるようにすることを目的としたものであると考えております。

また、一定の経験をした職員に対しましては、専門研修として対人関係能力向上研修やクレーム対応研修などを受講させております。

市民の皆様に関し、信頼される市役所になるよう、職員一人一人が公務員として求められる態度、行動を自発的に行えることが必要であり、確実に効果は上がっているものと考えております。

次に、2点目の「あいさつ日本一宣言都市」職員として市民目線に立ったより親切丁寧な対応に向けた接遇能力の向上について、及び3点目の接遇マニュアルの作成や接遇向上委員会など、職員みずから積極的に取り組まれる考えはあるのかということについてでございますが、市役所の職員は、さまざまな行政サービスの提供者として、常に市民の立場に立って迅速、的確な対応が必要でございます。職員の誰もが市民の方にとっての窓口であり、常にそのことを意識して対応しなければなりません。

こうしたことから、第2次行政改革大綱の中でも、市民サービス向上のため、職員の接遇向上を図るといたしているところでございます。その中で、挨拶は接遇の基本であり、スムーズなコミュニケーションを図るための基本であります。本市は「あいさつ日本一宣言都市」であり、市を挙げて挨拶運動に取り組んでいます。まずは職員が率先して、明るく元気な挨拶で対応することが非常に大切であると考えます。

こうした接遇のさらなる向上を図るため、本年10月にみやま市接遇向上委員会を設置いたしました。各部から選出した係長級の職員で構成し、職員の接遇向上のため、接遇マニュアルの策定作業を行っているところであります。このマニュアルには、挨拶や身だしなみなどの接遇対応の基本から、窓口、電話口での実践方法など、基本的事項や具体的事項などについて記載することといたしており、来年の早いうちにはつくり上げる予定でございます。でき上がりました接遇マニュアルは、全職員が常に身近に置いて活用することを想定しております。

また、接遇マニュアルが絵に描いた餅にならないようにするためには、職員一人一人が積極的に接遇能力の向上に努めることはもちろんのこと、管理・監督者である部課長が中心となり、日常の業務を通じて所属職員の接遇指導をすることが重要です。そのために、管理職を対象とした接遇マニュアル研修会を開催する計画でございます。

最後に、4点目の職員の資質向上、人材育成についての課題や今後の取り組みについてでございますが、まず、職員の資質の向上、人材育成につきましては、職員の意識改革の取り組みが不可欠であると考えております。

そのために、みやま市職員人材育成方針に基づき、研修、人事管理、職場環境の3つの視点から総合的に取り組むことといたしております。

まず、研修に関しましては、福岡県市町村職員研修所や定住自立圏域内の合同研修などの各種研修に積極的に参加し、あわせて平成26年度より定住自立圏域である近隣市との派遣研

修を実施していく予定でございます。

次に、人事管理に関しましては、職員の能力や成果を公平に評価するとともに、専門知識や経験を備えた人材を生かした適材適所の人事配置に努めていきたいと考えております。

次に、職場環境に関しましては、職員が自己の能力、適性を把握するとともに、自己啓発に取り組むことのできる環境づくりや、生き生きと働くことのできる職場づくりを進めていく必要があると考えております。

市民の期待と複雑多様化する行政ニーズに応えるためには、職員の政策能力、問題解決能力を向上させ、職員一人一人が仕事に使命感を持ち、目標に向かって持てる力を十分に発揮することが必要であり、引き続き人材育成に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解と御支援を賜りたいと存じます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

ありがとうございました。

それでは、まず1点目については、職員の接遇研修など、これまでに取り組んでこられたことについて詳しく答弁をいただきました。また、その結果についても、確実に効果が上がっているということでもあります。

そこで、先ほどの答弁と重複するところもあろうかと思いますが、再度お尋ねいたします。

第2次みやま市行政改革大綱の中の第2章、人材育成及び行政サービスの向上については、次のように取りまとめてあります。現状と課題として、平成20年10月、みやま市職員人材育成基本方針を策定し、人材育成に取り組んでいる。現在は県や民間への派遣職員はいないが、今後、派遣研修についても検討する必要があると取りまとめてあります。さらに、今後の取り組み内容として、職員の資質向上を図り、職員の知識の習得、あるいは意識の高揚を図るために県や民間等への派遣研修を平成25年度より検討、実施すると掲げてあります。

そこで、お尋ねします。先ほど答弁の中で平成26年度より定住自立圏域である近隣市との派遣研修を実施していく予定という内容の答弁をいただきました。なぜ25年度では実施できなかったのか、お伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

馬場総務課長。

## ○総務課長（馬場洋輝君）

定住自立圏域内での人材育成につきまして、まず、圏域内の共生ビジョンを策定いたしております。その中で、圏域内における人材の育成として、圏域内職員の資質の向上及び圏域マネジメント能力の向上を図るために合同研修を行うということにいたしております。

現在、新任の係長を対象としてのコーチング能力の向上、それから新任課長並びに課長補佐職を対象としたマネジメント能力向上のための研修を実施しているところでございます。

また、圏域における人材の交流につきましては、圏域内の職員の広域的視点でのマネジメント能力の向上及び連携の促進を図るために、圏域内における人事交流の実施についての検討を行っていくということにしております。

このような中で、本市の第2次行政改革大綱の実施計画において、先ほど言われました第2章、人材育成及び行政サービスの向上の中で、みやま市人材育成基本方針の推進として、1点目に職員研修所及び合同研修に加えて、権限移譲等に対応するため、専門性を持った職員の継続的な養成を図ると。2点目に、職員の資質向上を図り、職員の知識の習得や意識の高揚を図るために県や民間への派遣研修を検討、実施するということにいたしております。

1点目の職員研修所研修等につきましては、平成25年度より随時実施ということで、従前からの研修にあわせて、専門研修は実情に応じた計画的な研修を実施していくことにいたしております。また、2点目の派遣研修でございますけれども、新たな研修機会の確保について、平成25年度から検討、実施するということにいたしております。具体的な進め方といたしましては、有明圏域定住自立圏域内での人事交流については、県と協議を行い、協議が調い次第、実施するとしているところでございます。本年度からの実施につきましては、第2次行政改革大綱の策定が本年3月にでき上がったところでございますけれども、相手方の市との協議が事前にできなかったことによって、本年度実施には至っておりませんが、現在、大牟田市、柳川市を相手方の市として協議を進めているところでございます。何とか協議調整ができる状況に至ったものですから、実際の実施については来年度、年度当初からの派遣交流を行っていききたいということで現在準備を進めているところでございます。

なお、国、県並びに民間等への派遣研修につきましては、職員の育成としては十分効果が期待できるとは考えておりますけれども、現在の状況の中で権限移譲や新規事業などにより業務量が増加する中で、またさらには職員数の適正化にも努めているところでございます。なかなか職員の受け入れを伴わない、一方的な派遣のみの研修については、ちょっと検討を

要するのではないかとということで現在考えているところでございます。当面は圏域内での人事交流を中心とした研修によって、人材育成に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

先ほど平成25年度で実施できなかったということについての詳しい答弁をいただきました。それとあわせて、民間企業への派遣研修も一応考えておるけれども、まだ実施に至っていないというふうな、そういうふうなところの答弁もあったかと思えますけれども、この民間企業についても、この行政改革大綱の中にはきちっと平成25年度から実施、検討をするというふうなことで計画をされておるわけでございます。そういうことで、先ほどの近隣市との調整はつかれたという説明でございますけれども、この民間企業への研修計画というのは、さらに検討して実施できなかったかというふうな、そこら辺の理由は何かあるわけですか、お聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

先ほども答弁させていただいたところでございますけれども、第2次行政改革大綱の中では、具体的に民間を含めたところでの派遣研修をうたっておるところでございます。具体的には、内部でどのように進めていくかということで、具体的な進め方等について協議を行ったところでございますけれども、その中では、まず近隣自治体との人材交流を優先すべきではないかということで、新たな研修機会の確保ということで今年度より検討、実施を行う分については、まず圏域内での交流を優先させていただいたところでございます。

なお、国、県、さらに民間への派遣研修というのは、先ほども申しましたとおり、現状の中でいろいろ業務がふえてまいりまして、職員数の見直しも今やっているところでございます。業務量に見合った職員数の、今後、定員適正化計画も策定しながら、職員数の適正管理は努めていきたいと考えておりますけれども、そういう分を含めた中で、民間等への派遣研修の実施ができるかどうか、具体的な検討は進めていきたいというふうに考えているところ

でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

私は、特に民間企業への派遣研修、今言われます民間企業の接遇マナーとかコスト意識というものを、そういうところで研修をしていただいて、職員の意識改革をしていただきたいというふうな気持ちが腹いっぱいあるわけですね。そういうことで、近隣市との研修もそれはいいと思いますけれども、まずは職員みずからそういうふうな民間企業との交流を図って、意識を改革していただきたいというふうなことでございます。

さらには、立派な人材育成基本方針が策定されてありますので、それに沿った人材育成に今後も努めていただきたいと思えます。

それから、次に2点目、「あいさつ日本一宣言都市」職員として、市民目線に立ったより親切丁寧な接遇能力の向上について、具体的な取り組みは何かについても詳しく答弁をいただきました。また、3点目の接遇マニュアルの作成については、これから進められていくということであります。さらには、接遇向上委員会の組織の立ち上げについては、既に10月に立ち上げられたということでございますので、このことについてはすばらしい取り組みだと思えます。要は、絵に描いた餅にならないように、接遇向上委員会での取り組み、町マニュアル作成というようなことが主になるかと思えますけれども、そういうふうな絵に描いた餅にならんようなことで、全職員に徹底をしていただいて、窓口が変わったと言っていたような市役所にしていただきたいと思えますが、市長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいまの内野議員さんの提案といいますか、発言、非常に私もそうだと、なるほどと思って聞いておりましたので、できるだけ職員には丁寧に、しかも心を込めた対応をするように指導をしていきたいと思えますので、よろしく御指摘のほどをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

ありがとうございました。ひとつぜひ職員に徹底していただきたいと思います。

接遇の5原則ということをお聞きですか。まず、1. 挨拶、2. 表情、3. 態度、4. 言葉遣い、5. 身だしなみ、これがいわば接遇の一番重要なところだと思います。これは職員だけでなく、私たち議員もそうですけれども、挨拶もできない人が仕事もできるとは思いません。特にホテルや銀行に行ったら、フロアマネジャーの人が「いらっしゃいませ」、「こんにちは」と言って、向こうから声をかけてきます。やはり役所も一つの企業であるとするならば、役所に来られた皆さんに真心込めて、ことしの流行語大賞ではありませんが、おもてなしをすることが大事ではないでしょうか。特にみやま市においては、本庁舎に立派な総合案内所が設置されてあります。そこには案内人がおられます。私を感じるのは、その方がいつも案内所のデスクに向かって、一生懸命何かされているような感じを受けるわけでございますけれども、何かその場で仕事をされてあるのか、お伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

馬場総務課長。

**○総務課長（馬場洋輝君）**

総合案内のほうでは、昨年24年度から現在の形態で案内業務をしていただいているところでございます。年度当初、昨年度当初におきましては、簡易な仕事と申しますか、各部署でちょっと手伝い等を依頼していた経過もあるみたいなんです。その際に下向いて、来客された方への対応がちょっと十分でなかった分もあったみたいでございましたので、現在においてはそういう業務については、とにかく市民の方が見えたときには、まず挨拶をして、きちっと対応するよという事で、それ以外の業務、各市役所内の業務、簡易な業務についてはしていただかないようなことで徹底をしているところでございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

今はそういうふうなことはさせていないということですがけれども、私もこの質問をする前から気にかけて目をすると、やっぱり下を向いてあるときが多いとですね。そういうことで、今、市長はその案内所、どういうふうな感じを持っておられますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

交代で3人の方か2人の方がいらっしゃるんですけど、非常にこう言うのはなんですけど、1人の方はすばらしく愛想がいいんです。もう1人の方はちょっと愛想が悪いから、ぜひ会社のほうに注意をなさいと言っていますので、これはもう正直に申し上げまして、全く悪いということではないんですけど、もう少し愛想よくしていただきたいということで、会社に申し入れたいと、このように思っています。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

市長もそういうふうな感じを受けてあるということですので、まず案内所はみやま市の顔ということだろうと思います。まず市役所のほうに来庁されたお客様に笑顔で出迎えていただくと、そういうことがまず第一の業務ではないかというふうに私は思っておるところですけども、そこら辺、市長、間違いないか、再度。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

私もそのとおりだと思います。まず、受付のほうが市役所の顔でございますので、できるだけ愛きょうよく真心を込めて対応していただくように要請をしておきたいと思っています。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

ぜひ改善されるところは、今もある程度はすばらしい案内所だろうと思います。まだまだお客さんを快く対応するということであれば、若干そういうふうな見直しの部分もあると思いますので、ひとつ協議をしながら、いい接客ができるかというようなことをひとつ改善していただきたいと思っています。

それともう1点、朝礼なんですけれども、朝の出発、本当に大事な1日の出発でもあります。各課で実施されてあるのかどうか、お伺いしたいと思っています。

**○議長（牛嶋利三君）**



吉開総務部長。

○総務部長（吉開忠文君）

以前、内野議員さんからも再三御質問をいただいた内容でございます。

課によって、あるいは時期によっては始業時前にきちんとした計画を立ててやっているところもあります。ところが、いきなりもう自分の仕事に没頭していると、部署によっては時間前から来て自分の仕事を早目に始めているところもございまして、統一的に、例えば時間を決めて朝礼をやっていると、そういった状況ではございません。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

統一的にはやっておらんということですが、ある程度はやっておることですか。それはそういうことでいいと思います。せめて週1回ぐらい各所管の中で徹底していただいて、今の接遇関係についても、また業務の打ち合わせについても、そういうふうなどを徹底して、市民サービスに努めていただくということになると思いますので、要は、まずは接遇については接遇マニュアルを作成していただいて、さらに接遇向上委員会を充実させていただいて、職員の皆さんが一丸となって、市役所が変わったと言われるような接遇を徹底していただきたいと思います。

次に、4点目の職員の資質向上、人材育成についての課題や今後の取り組みについても詳しく答弁をいただきました。その中で、人事管理に関しては、職員の能力や成果を公平に評価するとともに、専門知識や経験を備えた人材を生かした適材適所の人事配置に努めていくという答弁がありました。

そこで、お尋ねします。人事管理については、職員の能力や成果を公平に評価するということですが、具体的にはどのような方法で評価していかれようとしてあるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

職員の人材育成につきましては、先ほど市長のほうからも答弁ございましたけれども、人材育成基本方針の中で3つの視点から実施していくということにいたしております。研修、

それから人事管理、職場環境の3つの視点から取り組むということでございます。

ただいま御質問がございました人事管理についてでございますけれども、職員の能力や意欲を高め、組織の活性化を図るためには日ごろの業務を通じて発揮されている職員の能力や成果を公平に評価して、その結果を能力開発や処遇に適切に活用するために人事評価制度の導入を検討するというところにいたしているところでございます。

人事評価制度につきましては、国においては能力・実績主義の人事管理制度を導入するというのを柱として、国家公務員法の一部を改正する法律、これは平成19年の7月6日に公布されている分でございますけれども、それを受けまして、平成21年10月から人事評価制度は本格実施されているところでございます。

今後、国家公務員と同様に能力・実績主義の人事管理を徹底するための人事評価制度の導入につきましては、地方公務員法の改正等も今後なされていくという事は見込まれているところでございます。このような状況の中で、まだまだそう多くはないかと思っておりますけれども、各自治体においては国に準じた新たな人事評価制度の導入が検討されているところもございます。

本市におきましても、職員の人事配置や人材育成の活用、さらには職員の士気及び組織の活力の維持向上の観点から、職員の処遇等に適切に反映できるような人事評価制度の導入を職員の理解を得ながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。具体的に何年度からということはこちらでは明言できませんけれども、そういう準備については次年度からでも準備に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

人事評価制度の導入を検討しておると、それで日程関係についてはまだ来年度ぐらいから検討をするというふうな答弁だったろうと思います。この人事評価制度の導入については、人材育成基本方針、平成20年10月に作成された時点でもこの導入についての計画と申しますか、そういうふうな指針はきちっと明示をしていただいておりますよ。それからすると、もう丸5年は過ぎて、今私が質問をしよる中では、来年度からそういうふうなことを検討するという事になると、指針を出して、この5年間、そういうことが検討もされておらない

ということは非常に残念な思いがするわけですが、市長、そこら辺どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

大変時間がかかっておることは事実でございますので、この評価というのは非常に私、慎重にしないと、混乱することも十分予想されます。それで、きちっとした皆さんが納得できる評価の項目をきちっとつくって、そしてまた、職員組合とも打ち合わせて、こういったことで評価しますよと、お互いに労使が納得してから評価をしたいと、このように思います。評価する人は誰かといったら部課長ということになると思いますので、そういったことで早急にですね、今までおくれておったこと大変申しわけないんですけど、そういったことでやりたいと思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

一応おくれておるといことは市長も認識していただいておりますので、まず人材育成ということは、全職員が人材であります。そこで、職員一人一人の見えない部分の力を引き出すのが管理監督者の皆さんだと思います。要は管理監督者の目線が大事ではないでしょうか。

そこで、私は市役所という組織は部長、課長、あるいは係長という管理監督者の皆さんが職員に対して遠慮をしているという面が多々あるのじゃないかという気がしております。そういう意味からも、これからは人事評価制度というツールを活用して、もちろんいいところは褒める、悪いところは厳しく対処するという職責にしていきたいと思います。そういうことで、もう一回、市長。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

全く評価していないということではございませんで、私も拝見をいたしますし、余り公表できないんですけど、ボーナス、そういうときなんか、職員に対してAとかBとかCとかつけているみたいです。これはどういうふうな基準でやっているのかわかりませんが、部課

長の今までの職員の行動、あるいは実績を見て判断していると思いますけど、もう少しきちっとした、誰でも納得できる基準をつくってやるべきだと思います。今まで私も何回もA、B、Cというのは見ております。ただ、それは絶対に公表できませんので、そういったことで今後、労使が納得できる基準をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

ありがとうございました。ぜひ基本的な人事管理制度をきちっとしたやつをつくって、職場の活性化というふうなところで図っていただきたいと思います。

それからもう1点、職場環境に関しては、職員が自己の能力、適性を把握するとともに、自己啓発に取り組むことのできる環境づくりや生き生きと働くことのできる職場づくりを進めると、そういうふうな内容の答弁をいただきましたけれども、具体的にはどのようなことを実施されてあるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

職場環境の整備等でございますけれども、まず職員は自己の能力、適性を踏まえ、能力開発に努めるとともに、職員間のコミュニケーションが十分とれ、健康で安心して働きやすい職場環境の形成が必要であるというふうにならざるを得ないところでございます。

人材育成基本方針の中では職場環境づくりということで、職員個人、それから所属長等の役割ということで明記させていただいているところでございます。職員個人の役割といたしましては、自己の能力、適性を把握し、能力開発に向けて何をすべきかを常に意識して職務に取り組むとともに、自己啓発に努めることや自己の健康管理に努めることといたしているところでございます。また、所属長の役割といたしましては、コミュニケーションなどを通じて職員の能力、適性を把握するとともに、職員の指導、育成、能力開発、能力活用を図ることや職員の心身両面にわたる健康管理に資することをうたっているところでございます。

いずれにいたしましても、職員の意識改革が必要というふうには考えております。この分はさきにも述べましたとおり、各種研修や人事評価制度の導入によって進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

特に職員の健康管理といたしましては、先ほども言いましたとおり、権限移譲や新たな制度の導入等でかなり業務量もふえてきておりまして、長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が依然として身を切られる状況でございます。職員の心身両面にわたる健康保持のために所属長、管理監督者が時間内勤務の適正な管理を行い、全ての職員が時間外勤務縮減に向けた意識を共有して、計画的立案に基づき業務を実施する、そのような職場環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

現時点におきましては、まず職員の出退勤の状況を適切に把握するために、システムの導入を準備しているところでございます。職員の健康管理や時間外勤務の縮減、さらには職場内や職場間における業務の平準化等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

はい、ありがとうございました。しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、職員の資質向上や人材育成についての課題については、まずは職員の意識改革をさらにスピード感を持って実現していくことにあると思います。

今回このような質問をさせていただいたのは、みやま市民の皆さんがみやま市に住んでよかったと言っていただけのような行政サービスを職員一人一人が心がけていただきたい、そういった一心で質問をさせていただきました。これからもっともっとスキルアップして、もっともっと職場が変わって、市民の皆様によりよいサービスができる、そういった要素がいっぱいあるみやま市だと私は思っております。何回も繰り返すようですが、接遇マニュアルを早急につくっていただいて、市長初め皆さんで、私たちもそうですけれども、しっかりと市民目線に立った市政にさせていただくことを願って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、3番上津原博君、一般質問を行ってください。

○3番（上津原 博君）（登壇）

改めましてこんにちは。議席番号3番の上津原でございます。議長の承認をいただきまし

たので、今議会最後になりますけれども、一般質問を通告に基づき行いたいというふうに思います。

消防体制の向上についてと行政評価制度についての2点についてお伺いします。

1つ目の消防体制の向上についてお伺いしますけれども、私自身、消防体制の向上については、この間、2回程度一般質問をしてきましたけれども、なかなか改善をしていただけないというような状況もありますので、再度質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1995年1月17日に阪神・淡路大震災が発生し、2005年3月20日には福岡県西方沖地震が発生いたしました。そして、2011年3月11日には東北地方の太平洋側を襲った東日本大震災の大きな被害があり、まだまだ復旧のめどが立っていないという状況もあります。さらには九州においても、昨年の7月13日から14日にかけて、九州北部においては北部九州豪雨災害に見舞われ、福岡県の南部地区においても甚大な災害に見舞われました。

こういった災害がいつどこで起こってもおかしくない状況でもあるし、地震や近年の異常気象による局地的な豪雨災害で市民の防災に対する意識の向上はしてきているというふうに思っております。阪神・淡路大震災以降、災害現場での指揮隊の配備の必要性が進められているというふうに思っております。しかし、みやま市消防本部にはまだ指揮隊の配備はされていないというふうに思いますが、さらなる消防力の向上を考える上では指揮隊の配備はぜひとも必要と考えます。

したがって、現状と今後の体制について5点程度お伺いしたいというふうに思いますけれども、具体的事項については消防長のほうが詳しく述べられるというふうに思いますけれども、市長からは、やはり消防力の向上の必要性を考えていただきたいということで質問を展開させていただきたいというふうに思います。

具体的事項1として、現在の本部及び南部出張所の隊の編成はどうなっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

日勤者数、当直者数と、指令、消防、救急の人的配置の数を再度確認していきたいというふうに思います。

具体的事項2として、平成28年度から共同指令台の運用が開始されるというふうに聞いております。運用後の人的配置についての検討はどうされているのか。

共同指令台へは2名派遣をしなければならないというふうに伺っております。その後の当市の指令の配置はどのように行うのか。災害現場との連絡、さらに共同指令台との連絡は密

にしなければならないというふうに考えます。その対策はどのような検討が現在されているのか、お伺いします。

具体的事項3として、消防力の現状維持と体制強化についてでございます。

近年の災害の教訓として、指揮隊の配置は当然必要と考えております。具体的な検討が今日までどのように行われているのか。されていないとするなら、今後は検討する考えがあるのか、お伺いします。

具体的事項4として、現在の各車両の搭乗者数についてでございます。

今現在、消防本部については隊員の乗りかえにより各車両に搭乗しているというふうに思いますけれども、乗りかえではなく、現在配備されている車両へ、消防力の整備指針に基づき十分に活動ができる適正人員の総数は何名が必要なのか、お伺いしたいというふうに思います。

具体的事項5として、消防力の向上の検討についてでございます。

現在、インターの開設や沿岸道路の開通など、市内を取り巻く社会資本整備も進み、市内の交通体系もさま変わりをし、車両の交通量も増加してきているというふうに思います。さらにはマンション等の高層住宅も見受けられるようになっていきます。生活環境変化に伴い、消防力の向上の検討も行う時期であるというふうに考えております。仮に検討を行う場合、どのような組織で行うのか。

以上、5点についてお伺いします。よろしくお願いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

上津原議員さんの消防体制の向上についての御質問でございますが、平成23年の東北大震災、そして一昨年北部九州大豪雨、こういった経験をもとに、やはり今大事なことは、いかに安心して安全なまちをつくるかということでございます。その意味でも、そういったことでも消防体制の強化というのは不可欠なものだと私も認識をいたしておりまして、まさしく時宜を得た質問ではないかと、このように思っております。

では、まず1点目の現在の本部及び南部出張所の隊の編成についてでございますが、現在、消防職員については条例上の定数61名に対し、3名を減じた総数58名で業務を行っております。このうち、消防長のほか、総務、警防、予防課長といった管理職を4名、継続的な事務

を適切に処理するための職員として庶務係長や施設装備係長など総務課に3名、また消防通信指令業務の共同運用開始に向けた担当専従係長1名の合計8名を、朝8時30分から夕方5時までの毎日勤務者として配置をいたしております。

毎日勤務者は専ら事務処理に従事するため、出動業務は行いませんが、災害の規模によっては消防本部の事務を中断して現場出動し、災害現場指揮や支援活動を行っております。特に、警防課長は消防署長を、総務課長は消防副署長を兼務させ、勤務時間外であっても災害現場に参集する体制をとっております。

次に、災害対応を任務とする消防署員ですが、毎日勤務者以外の50名をそれぞれ25名ずつ2班に分け、朝8時30分から翌朝8時30分まで一昼夜勤務させる2交代制を対応しております。これらの職員は交代制勤務者と呼ばれ、25名のうち勤務サイクルによる週休者及び休暇取得者、または研修派遣者等を除く15名が常時当直をいたしています。

当直15名の隊編成ですが、消防署長の権限を代理する統括責任者を必ず1名当直させ、その下に第1小隊1隊3名、第2小隊、救助小隊1隊3名、第3小隊、南部出張所3名、救急小隊1隊3名、通信隊2名を基本編成といたしております。ただし、救急要請が同一時刻に重なる場合や1つの現場で複数のけが人がおるような交通事故の場合では、消防小隊や救助小隊が予備救急車で出動するなど、弾力的な運用を行うようにいたしております。

また、南部出張所には50名の交代勤務者のうち専従職員10名を配置し、常時3名当直とし、さきに発生した災害に応じて、消防車と救急車を乗りかえる運用を採用いたしております。特に、災害が同時多発した場合や大規模火災発生時など、当直者だけでは対応できない事態となった場合には、非番者や週休者に対し非常招集を行い、臨時的に出動態勢を編成いたしております。

なお、消防職員は救急業務や特殊災害業務を行うことから、専門的教育や特殊資格等を取得させる必要があり、これらの研修への派遣期間中は当該職員は消防本部には在籍しないため、実質的には交代制勤務者が減じた状態となります。

次に、2点目の共同指令台の運用後の人的配置についてでございますが、筑後地域8消防本部が共同で行う消防通信指令業務が平成28年4月1日から運用開始する予定でございます。当消防本部からも消防通信指令センターへの指令要員として2名の派遣を予定いたしております。

消防通信指令センター、災害現場、消防本部との連絡体制を図るため、災害現場に指揮連



絡担当を配置し、消防本部に1名の要員を配置して、消防救急デジタル無線、携帯電話を用いて交信いたします。

また、現場での消防隊員間の連絡体制は署活動用無線を使用することによって、消防救急デジタル無線とのふくそうを避け、円滑な現場活動が行えるようにいたしております。

さらに、消防通信指令センター、災害現場と本部通信室との連絡体制は、消防救急デジタル無線、署活動用無線、内線電話、外線電話等を用いて万全を期す予定でございます。

次に、3点目の消防力の現状維持と体制強化についてでございますが、消防署の現消防力は第1小隊、第2小隊、第3小隊、救急小隊、通信隊の全隊を統括中隊長が指揮統括しているところでございます。

災害現場におきましては、午後5時までは署長、副署長、統括中隊長で指揮運用をしております、午後5時以降、休日等については署長、副署長が現場に来るまで統括中隊長が対応いたしております。

今後、複雑多様化する各種災害に対応すべく、消防署としましても本年4月から7月までの4カ月間、指揮隊運用試行を行いました。検証の結果、指揮隊等の必要性を十分認識するとともに、運用によっては質の向上を図るため、職員が指揮隊員として具体的な任務ができるよう、教育、研修、訓練等を実施していく必要があります。

平成28年4月1日からの筑後地域消防通信指令共同運用開始に合わせて、指揮隊等の編成を予定いたしております。

次に、4点目の各車両の搭乗者数についてでございますが、市町村消防においては、住民の生命、身体、財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を図っていく必要があります。消防力の整備指針については、当該市町村区域における消防の責任を十分に果たすため、必要な施設及び人員について定められたものであり、この指針に定める施設及び人員を目標として整備するものといたしております。

みやま市消防本部は1本部1出張所体制で、本部に水槽つき消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、救助工作車1台、高規格救急車2台、指令車1台、資機材搬送車1台の計7台を配備しています。また、南部出張所においては、消防ポンプ自動車1台、高規格救急車1台の計2台であり、合計9台の緊急自動車を保有いたしております。

消防力の整備指針による出動車両を乗りかえなしで運用した場合の人員は、消防自動車は1台につき4名乗務で、3台の車両があり、12名となります。救急自動車については1台に

つき3名で、3台の救急車を運用しており、9名が必要となります。救助工作車は1台で5名、指令車は1台で3名、資機材運搬車は1台で3名、通信員は2名が必要であり、合計34名の職員が必要となります。

これに消防本部は2交代制で運用しており、年間の週休や年休の休暇数、研修期間を勘案した人員措置係数を乗じて算定した人員は、消防ポンプ自動車では3台で36名、救急車3台で27名、救急工作車1台で15名、指令車1台で9名、資機材運搬車9名、通信員5名で、合計101名の職員が必要となり、これが消防力の整備指針による乗りかえなしで算定した人員となります。

最後に、5点目の消防力の向上の検討についてでございますが、議員の御指摘のとおり、みやま柳川インター開設や有明海沿岸道路の開通といった交通事情、あるいは住宅事情に対応するための中高層マンションの建築など、市内の生活環境はここ数年、大きく変化をいたしております。また、市内の人口は減少する一方で、高齢化率は年々増加するなど、行政に対するニーズが多様化していることは言うまでもありません。

消防行政においても例外でなく、人口減少と反比例するような救急需要の飛躍的増加、インターチェンジの開設による出動範囲の拡大や、それに伴う活動危険、また中高層建築物の増加に伴う消防活動の複雑化、特殊化、さらに平成28年度より運用開始予定の筑後地域における通信指令業務の共同運用など、近年、消防業務全般が変化し、拡大の傾向にあると認識しており、既存の消防力のままでは十分に対応できない事態も想定いたしております。

特に、消防本部では豊富な経験を持つ団塊世代の職員の大量退職に伴う急速な世代交代が進んでおり、浅い経験を補うための基礎的な教育訓練や最新の知識、技術を習得させるための特殊な研修を受講させるなど、消防職員の質の向上が急がれます。

このような点を踏まえた上で、消防力の根幹をなす職員の数、装備の質や量、消防関連施設の配置が既存のまま急速に進展する社会環境の変化に今後対応できるのかどうか、仮にできないとするならば、何が不足して何が必要なのか、消防力の向上も視野に入れて専門的な委員会を立ち上げ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

ありがとうございました。思った以上に詳細な答弁を聞かせていただきました。やはり先ほども申しましたけれども、近年まれに見る災害の中で、消防が一番先頭に立って防災など、被災された方たちの救助には率先して行っているというような状況は、今日起きている災害の中では明らかになってきているというふうに私自身も思います。

再度、ちょっとこれは試行された消防長のほうにお聞きしたほうがいいのかなと思いますけれども、本年4月から7月まで指揮隊の運用を試行されたというふうなことが答弁でありましたけれども、この中で、本当に必要性をどこら辺を通じて感じられたのか、やはりどうしてもこれが必要なんだというような、何か本当に感じられた部分が経験としてありましたら、報告していただきたいと思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

塚本消防長。

**○消防長（塚本哲嘉君）**

まず、指揮隊の必要性といいますのは、みやま柳川インターチェンジができて、予想以上に車が多くなったということが大事でございまして、ましてあそこで大勢の方の負傷者とか出た場合、うちが対応できるかといいますと、多分、受援、要するに応援をお願いして受援を受けると。その中で、それじゃ、どこでそれを統括して指揮をとっていくのかということが大事でございまして。

それとあと1つは、デジタル化に伴う通信、この関係が現場では所轄無線を使いますので、所轄無線といいますのは、おおよそ多分1キロワットで1キロぐらいではなかったかなと、ちょっと数字は定かではございませんが、それぐらいの距離しか飛ばないということでお伺いしております。その中で、現場と指揮隊がやりとりをしまして、その指揮隊のほうから久留米の本部に状況を送っていくというような体制をとるということ、そういうことと、あと1つは、やはり現場での職員の安全を守るということで一応指揮隊が必要だと考えました。そこで、署長のほうに、警防課長、そちらのほうに検討をやってみないかということで指示を出して検討を行わせたとところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

そういった部分で執行もされたということでもありますけれども、この指揮隊を本当に配備をするということであれば、現在の消防力、みやま市の今、消防署が持っている消防力の水準を維持しながら、果たしてできる環境があるというふうなことをこの試行を通じて感じられましたか。それともやっぱりもう、できないというふうな部分がやっぱり感じられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

一応担当の課長のほうから報告を受けておりますけど、厳しいという報告を受けております。ただ、ここに担当課長が来ておりますので、担当課長のほうから詳細を報告させてよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

堀警防課長。

○消防本部警防課長（堀 隆光君）

先ほど、消防長がお話ししましたけど、指揮隊について、みやま柳川九州縦断道路で交通事故がありまして、その後、大きな事故がありまして、負傷者が十二、三名出ました。その中で死者が3名ということで、消防長がこれは現場に行った職員が、ちょうどその場合、夜中だったので、私たちもちょっと遅くなりましたけど、当直中隊長は現場を指揮としておりました。それで署全体出動しまして、それから熊本県の有明広域、大牟田消防本部、柳川、八女、筑後さんに救急隊、救助隊の応援を出していただいて、それで指揮隊の明確化ができなかったのも、これは大変だと消防長が感じまして、指揮隊の今現在できる職員数で指揮隊の運用試行をやってくれということで実施しました。4月から7月まで指揮隊の運用を行いました。それで、その間、4カ月の間に出動しました回数が39回でございます。その中で火災が10件、交通が18件、水難が2件、急病が4件、労災が1件、その他3件となっております。

はっきり言いまして、現状では厳しゅうございました。今までどおり、現時点ではみやま市消防署規定に基づいて、指揮運用を行っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

まず指揮隊の配備については、やっぱり現状の消防力の維持の中では、私も厳しいというふうに考えております。

ただ、この指揮隊というのも、先ほど報告があった中身で、39事案について全部に指揮隊が出たということでもいいんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

堀消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（堀 隆光君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

やはり通常での災害を含めて、やはり指揮隊の活動領域というのが、ますます求められているという状況もあるし、こういった指揮指令のもとで消防隊員の方は十分な救助作業ができる環境が整うというようなことだろうというふうに思います。これがなかったら、やっぱり誰が中心になっているのか。今までは総括的な方が1人常駐してついていると。その後は、署長を含めて、休みあるいは非番の日と。夜については呼び出しでやるということでありましてけれども、やはり現場の指揮をする人は率先して一番初めに出向いて、現状の把握含めて、これが第一義的に災害を小さくする、救助も早くできるというような環境が整うというふうに思うわけであります。

先ほど消防力の整備指針ということで私自身、質問の中で書いておりましたけれども、多分市長も副市長も答弁をされておりますので、これが消防力の整備指針というのに目を通されたことがあるのかないのかをちょっとお伺いしたいというふうに思いますが……。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私は通しておりません。申しわけありません。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

しかし、まだ目を通されていないと言われたにもかかわらず、答弁書をしっかりとやっばり読んでもらっているというのは、理解はしていただいているものというふうに私自身は思っております。総務省の消防庁が出しているこの消防力の整備指針、これがやっばり法的に拘束するというような強い拘束力を持つようなものではないというのは、私自身、重々わかっているつもりです。しかし、やはりこれに基づくような努力を各市町村行ってくださいというのが総務省からの通達も出ているというふうに思うわけです。

ぜひとも最後のくだりの文でも書いてありましたけれども、専門的な委員会を立ち上げ、検討していきたいというふうなところで書いてありますけれども、当みやま市においては、みやま市消防行政調査委員会というのはまだ現存してあるというふうに思いますけれども、今日までこれが、多分平成22年4月1日から施行するというふうな文で、設置要綱の中で書いてありますけれども、ここの組織で、今日まで消防力のそういった再編、あるいは活動の効率化、あるいは運用に対する検討を含めて、委員会の開催の実績等がありますか。

○議長（牛嶋利三君）

塚本消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

済みません、総務課長補佐のほうに報告させます。

○議長（牛嶋利三君）

宮本消防本部総務課長補佐兼庶務係長。

○消防本部総務課長補佐兼庶務係長（宮本一久君）

先ほどの上津原議員の御質問ですが、消防行政調査検討委員会のことでございますでしょうか、消防行政検討委員会のほうでございますでしょうか。（「調査委員会」と呼ぶ者あり）

調査委員会につきましては、開催はしておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

開催はしていないということではありますが、やはりこういった組織を条例も含めて設置をされておりますので、今日までなぜ開催がされなかったのかというようなところを不思議に思っております。

組織の委員会の名前は、多分ここに書いてあるのがそうだろうというふうに思いますけれども、市長部局のほうからは副市長と教育長と総務部長、それと消防のほうから消防長、それと市長部局のほうからの総務課長、それと消防のほうから消防本部の総務課長というこの6名で構成がされているというような委員会ですので、やはり先ほど市長のほうからも地域の生活環境もさま変わりしているという分もあるし、それとやっぱり高速道路、そして沿岸道路とも開通はされて、もう何年かたっているという状況もあって、果たして現体制で、本当に今の消防力の水準がどうなのか。この水準でみやま市の市民の安心・安全がどうなのかというところも、やっぱり最低でも昨年の災害以降、開催をしていただいて、何らかの今後のみやま市の消防の向上に向けての検討という分があってしかるべきではなかったのかなというふうに思いますが、そこら辺については、多分このトップは副市長だろうというふうに思いますけれども、市長の答弁よりも副市長のほうに聞いたほうがいいのかというふうに思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

御指摘のとおり、開催がおくれたということは本当に反省しているところでございます。ただ、議員さん御指摘のとおり、合併後、みやま市を取り巻く環境が大きく変化しているということも承知しておりますし、実は消防体制の向上について、消防が抱える課題について検討するように消防長にお願いをしておりました。そこで消防長のほうから、現時点での問題、課題等々については、一応私のほうに報告がっておりますので、ぜひ委員会を開催いたしまして、分析をし、それから本当にみやま市の安全・安心確保のためにはこの体制でいいのかどうか検討して結論を出したいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

開催していただくということでもありますので、この問題については早急に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、3月議会でも質問をする予定も考えていますので、お願いしたいというふうにも思います。

それでは、その中でやっぱりきっちりと消防長のほうからも話があるというふうに思いますが、消防指令台の2名派遣が、もう平成28年の4月からは具体的に2名出さにかんとですよ。そのときまでには、困ったというような状況ではなくて、やはりきっちりとした消防の体制をつくり上げて、やっぱり2名もきっちりとみやま市から出せるよというような分も市長部局含めて、消防等含めて、委員会を開催していただきたいというふうに思います。

るる申し上げましたけれども、一番初め、市長のほうからは現在の災害の状況を含めて防災意識、防災の強化が必要だというふうに発言がありましたけれども、先ほどの消防庁を含めたやりとりの中で、再度消防に対する向上に向けて、どういったお考えで進められていくのか、決意をお願いしたいというふうに思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

御案内のとおり、昨年でしたかね、九州北部豪雨では非常に消防署と消防団の皆様方に、完璧に近いほど災害救助、それから災害復旧をしていただきました。これは総理大臣賞表彰まで受けたわけでございます。非常に高い評価をうちの消防署と消防団は受けていると。全国でも本当にわずかだったですけど、総理大臣賞まで受けたと。それと国土交通省大臣表彰も受けたし、消防庁長官表彰設けたし、九州整備局の局長表彰まで受けたということで、非常に高い評価を受けています。

そういった高い技術、高い意識を持ってある消防団と消防署でございますが、さらに強化をして、本当に市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくり、救急車でもいつでも対応できるようなまちづくり、またヨコクラ病院も立派にできますので、その市民の安全・安心は、ますます評価されていくと思いますので、もし消防職員が今の58名体制で不足というようなことになれば、これは数の問題ではなくて、やっぱり充実させていかなければいけませんので、2名でも3名でも私はふやしてもいいのではないかと、このように思っております。

いずれにしても、そういったことで頑張っていきたいと思いますので、今後の御支援、御



指導をよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）（登壇）

力強い御答弁ありがとうございました。再度、副市長のほうにもお願いなんです、やっぱり今年度中には、そういった委員会の中で方向性をきっちりを出して行っていただきたいというふうにお願ひし、この消防力の向上に向けての質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

行政評価制度についてでございます。

平成20年度から導入され、平成22年度に本格導入がされました。そして、平成23年度からは外部評価が導入されております。行政評価の目的の1から4について、どのように変化してきているのか、4点についてお伺いしたいというふうに思います。

具体的事項1として、①の成果重視型の行政運営（市民満足度の向上）についてでございます。これをどのような形で市民の満足度を調査されたのか。

具体的事項2として、②のわかりやすく透明性の高い行政運営（市民への説明責任）についてです。行政評価結果の公表は、どのような形で市民への説明を行ってきたのか。具体的事項1、2は、多分これは重複する部分というふうに思います。

具体的事項3として、③の計画・実行・評価・改善の仕組みの確立（予算編成との連携）でございます。継続性を持つ行政運営で、特に生活道路整備や水路整備の計画的な予算編成等は各行政区から要望書も上がってきているというふうに思います。そういった要望書をもとに、どのように実施されてきたのか、お伺いしたいというふうに思います。

具体的事項4として、④の職員の意識改革（コスト意識の徹底と政策形成能力の向上）についてです。私自身、意識改革というのは、仕事に対する意欲をどう高めていくのかと、事業が市民サービスの向上にどうつながっているのかが大変重要だというふうに思っております。

そういったことで、職員の意見を十分吸い上げ、事業への反映はどうされてきたのか、以上4点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、行政評価制度についての御質問にお答えをいたします。

本市の行政評価制度の取り組みは、平成20年度から2年間の準備を経て、平成22年度より本格的に実施、丸3年を経過しました。総務省の調査では、全国の市のうち試行中まで含めると約9割が行政評価に取り組んでおります。しかしながら、評価方法などについては統一したものではなく、それぞれの組織に応じた方法が模索されているのが実情でございます。

本市では議員御質問のとおり、4つの目的を掲げ、取り組んでおりますが、それぞれの項目の現状や成果についてお答えをいたします。

まず、1点目の成果重視型の行政運営についてでございますが、これは市民にとっての成果という視点から、事務事業を評価し、改善につなげ、効果的、効率的な成果重視の経営を目指すものでございます。

この成果につきましては、市民の満足度を図るため、平成25年2月に市民意向調査を実施いたしました。20歳以上の市民1,500名を無作為抽出し、調査をお願いし、回収率は約60%でございました。調査結果につきましては、地方や報道機関を通じて報告いたしております。今後も市民意向調査を隔年ごとに実施し、市民の満足度の把握に努め、その結果を生かしてまいります所存でございます。

次に、2点目のわかりやすい透明性の高い行政運営についてでございますが、評価結果を公表することで、成果の目標を市民に説明し、わかりやすく透明性の高い行政運営を目指すものでございます。

行政評価の公表につきましては、全事務事業評価シートを市のホームページにて公表いたしております。また、平成23年度から、客観性や透明性を高めるため、外部評価制度を導入しており、外部評価委員のほうもホームページにて公表いたしております。

次に、3点目の計画・実行・評価・改善の仕組みの確立についてでございますが、計画・実行・評価・改善というサイクルを継続的に循環させていく仕組みを構築することで、計画的な行政運営や評価結果と予算の連携を目指すものでございます。

委員御指摘の生活道路や水路の整備につきましては、1. 市の施策により幹線道路等の整備を行うもの、2. 各行政区からの要望により整備を行うもの、3. 事故の発生等危険と思われる箇所の整備を行うものがございます。

危険箇所の整備につきましては、緊急的に整備を行うこともありますが、市の施策による

ものや要望によるものは、計画的に整備を行っております。

各行政区からの要望による整備につきましては、毎年度要望が上ってきておりますので、前年度までの要望で未整備の箇所を含めて、優先的に必要な箇所を再検討し、その年度の整備箇所を決定いたしております。

今後の道路、水路に係る予算としましては、整備された既存の道路、水路の維持補修費がかさむようになってきていますので、御指摘のとおり、さらなる計画的な予算編成を行っていかねばならないと感じております。

最後に、4点目の職員の意識改革についてでございますが、全職員にいかに効率的、効果的な財源を有効活用するかというコスト意識の徹底を図るとともに、政策形成能力の向上を目指すものでございます。

本年度は、管理職研修を1回、係長研修を4回実施し、評価制度の定着化を図りながら意識改革を進めていきます。

行政評価は、課や係の中で適切に仕事を振り返りながら、職員が議論するプロセスが大変重要であります。職員が評価シートを議論の道具としながら、担当職員から係長、部課長が情報や課題を共有して、効果的、効率的な行政運営に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

概要についての説明だろうというふうに思います。ありがとうございました。

まず、具体的事項1点目と2点目ですね。これは市民満足度と、わかりやすい行政運営ということになっておりますが、公表について、全事務事業評価シートを市のホームページに公表しておりますということでもありますけれども、この評価シート、これは平成20年施行された後、ずっと同じようなシートの中で記入を含めてされているのか、あるいは評価シートの改善を含めてされているのかというのをちょっとお伺いしたいというふうに思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

坂田企画財政課長。

**○企画財政課長（坂田良二君）**

評価シートの内容の御質問でございますけれども、評価シートの入力につきましては、

システムを——ウェブですけれども、インターネットを使いますシステムを活用いたしております。ですから、入力の仕事、項目につきましては、ずっと同じやり方でやっております。しかしながら、公表につきましては、それを抜粋した形で公表いたしております、公表の仕事をことしから様式を見直しております。以前はA4の縦書きにしておりましたけれども、平成24年分の事務事業からA4の横書きにいたしまして、事業の目的をよりわかりやすくするという形にいたしております。また、決算の内容もわかりやすいような形にいたしております、見直しをいたしております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

ホームページの掲載の仕方がちょっと変わっただけで、この評価シート自体は導入後ほとんど変わっていないというふうなことだろうというふうに思います。

評価結果を公表することで、成果や目標を市民に説明し、わかりやすく透明性の高い行政を目指すものでございますということでもありますけれども、私自身もちょっとこの評価シートをホームページで見ても、なかなかどうやって見ていいのかなと感じる分もありますが、ここを含めて市民の説明という分であれば、ほかにホームページ以外はどのようなことで説明がされていたのかなというふうなところをちょっとお伺いしたいと思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

坂田企画財政課長。

**○企画財政課長（坂田良二君）**

事務事業評価につきましては、全部で今370事業ございまして、以前は500事業ぐらいございました。その内容を概要報告書と議会にも報告させていただいておりますけれども、それはかなりな分厚い冊子にはなっておりますけれども、まずその概要報告書で全体の事務事業の評価結果はお知らせをいたしております。また、個別の事業につきましては、ボリュームの関係で、ホームページで公表する以外ないかと思っております。かなりなボリュームがございしますので、市民の方には各課ごと、また施策ごとでも評価のシートは見られるようにいたしております。ボリュームの関係で評価の結果につきましては、概要報告書の取りまとめと、ホームページでの活用ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

先ほど、事務事業も当初の五百幾つから現在370程度に事業の縮小をやったということがありますけれども、そういった事務事業の見直しをやる中で、やっぱり本当に必要な事業に縮小されてきたというような、こういった報告もやはり市民の皆さんに知らしめるのが行政評価の内部評価での取り組みだろうというふうに思うわけです。やっぱりそこら辺含めて、十分な評価制度の活用をお願いしたいというふうに思います。

もう一度ちょっとお聞きしますけれども、当初の事務事業から今回の平成24年度の概要報告の分の事業の見直しの中で幾つ程度統合されたのか、ちょっともう1回お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

事務事業の見直しでございますけれども、以前はA事業、C事業といいまして、評価に値しないような軽易な事業も含めまして505事業行っておりました。今回、軽易な事業はもう統合するというので、全部で373事業に統合いたしております。これは予算の事業、事業別予算と大体イコールという形になっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

軽微な部分を含めて事務事業を見直したら、このくらい事業も減ってきたというのが如実にあらわれている数字ではないかなというふうに思っております。

1点目、2点目については報告等が主なものであります。

3点目の計画・実行・評価・改善という部分で、特に私自身が思ったのは、いわゆる生活道路、水路の整備、これについてもここの答弁でありましたけれども、本当に財源がだんだん厳しくなってくるというような状況もありますので、こういった事務事業シートを本当に

使っていただきながら、そして、よければ危険度を含めて、必要性に応じてランクづけ等もやっていただきながら、その中でのAランク、Bランク、Cランク、Dランク等、そういったランクづけをしていただきながら、事業に取り組んでいただきたいというふうに私自身思います。なぜかといえば、やっぱりそうすることによって、わかりやすい事業展開ができるのではないかなというふうに思っています。そして、やはり単年度でどうしてもやらなくちゃいけない事業、しかし、ここの分については2年、3年かけても大丈夫だというような事業等も多分振り分けはされるというふうに思いますので、特に生活道路や水路は本当に市民生活に密接に関係する部分が多々ありますので、そこら辺を建設都市部というふうになるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えますが、そういった取り組みは現在もされているというふうには思えますけれども、部長のほうから見解をお願ひしたいと思えます。

**○議長（牛嶋利三君）**

石橋建設都市部長。

**○建設都市部長（石橋慎二君）**

ただいま上津原議員から助言もありましたけれども、当然、地元要望を主に受け付けてやっております。ただ、相当な数が出てきますので、今言われましたとおり、事業の評価並びにPDCAで、私たちも基本的には計画実施、それに最終的には評価、改善というような形で、数多くの量を一定課内でも実施をするためには、緊急性を主に、危険性等を先行して、計画的にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

何度も言いますと思えますが、やはり今後、交付税の交付も削減されるというような部分も、合併特例債もだんだん減ってくるというような状況もあるし、そして市税も増額が見込めないという分もあるというふうに思えます。そういった本当に財政が緊縮する中で、しかし社会資本整備、とりあえず生活道路、水路を含めて、これはどうしてもやっぱり整備していかざるを得ないような状況もあるというふうに思えますので、計画的な予算編成の中で行っていただきたいというふうに思えます。

4点目でございますけれども、意識改革をどうするかということで、きのうからきょうにかけても、同僚議員の中で意識改革という部分も含めて質問もあっておりますけれども、私

自身が先ほど申しました分でいけば、やはり仕事に対する意欲ですね。1つは、なかなか事業に対する達成感というのがなかなか感じられないような事業が多分あると、多いというふうに思うんですね。しかし、やっぱりそういった分もないと、仕事に対する意欲というものもなかなか出てこないだろうというふうに思います。

それと、あと、先ほど同僚議員の内野議員も申されましたけれども、やはり公共サービスの充実、市民の方からこういった事業があつてよかつたというようなことを言えるような事業展開をぜひともしていただきたいというふうに思うわけでありまして。そういった部分とも、やっぱり具体的に作業している係、職員のそういった日々の作業の中で、こういったことがいいんだ、こういったことをやりたいというような、本当にそういった職員一人一人の意見を十分吸い上げるような環境もつくっていただきたいというふうに思います。そういったこともこの事業シートの中でも記入できるような分も取り入れていただければなというふうに私自身も思っております。やっぱり行政は継続性を持っていますので、そこら辺を含めてお願いしたいというふうに思います。

もう時間もありませんけれども、さらなる行政評価制度、特に外部評価制度は言いません。とにかく内部評価を十分に行っていただきながら、やっぱり自分たちがつくった行政評価制度をさらに充実できるような環境を内部評価の中で改善していただきながら、外部評価の中では、やっぱりみやま市の行政は大したものだというようなことを言えるような事業展開を今後お願いしたいというふうをお願いいたしまして、最後になりましたけれども、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 日程第2 請願付託の報告について

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 請願付託の報告について、請願第6号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書採択に関する請願書について、紹介議員の説明を求めたいと思います。9番梶山忠男君。

### ○9番（梶山忠男君）（登壇）

新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書採択に関する請願について、趣旨説明をいたします。

新聞販売店は多様な情報を日々、早朝、定刻に読者に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支えるとともに、活字文化の発展につくしています。

近年、活字離れが進む中で、新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞を全く知らない子供たちがふえるなど、次の世代の知的水準への深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されるものです。さらに今回の増税により、新聞離れが加速されることが懸念されています。

また、これによる販売店の経営悪化、従業員の雇用不安を招くものと危惧します。

消費税に関しては、欧州の大半の先進国が民主主義を支える公共財として新聞等に対し軽減税率を導入しています。

以上により、新聞購読料への軽減税率適用を強く願い、国に意見書を提出いただきますようお願いいたします。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、請願第6号は総務文教委員会に付託をいたします。

皆さんにお諮りをいたします。議事の都合によりまして、12月11日から13日までの3日間、16日から17日までの2日間を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、12月11日から13日までの3日間、16日から17日までの2日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月18日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

**午後3時16分 散会**